

平成19年第2回定例会 老 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

平成19年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 22番 近藤 団一議員
- 18番 久間 初子議員
- 21番 市山 繁議員
- 5番 坂本 拓史議員
- 3番 小金丸益明議員
- 11番 坂口健好志議員

本日の会議に付した事件  
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (25名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 音嶋 正吾君  | 2番 町田 光浩君  |
| 3番 小金丸益明君  | 4番 深見 義輝君  |
| 5番 坂本 拓史君  | 6番 町田 正一君  |
| 7番 今西 菊乃君  | 8番 市山 和幸君  |
| 9番 田原 輝男君  | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 坂口健好志君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 15番 馬場 忠裕君 |
| 16番 久間 進君  | 17番 大久保洪昭君 |
| 18番 久間 初子君 | 19番 倉元 強弘君 |
| 20番 瀬戸口和幸君 | 21番 市山 繁君  |
| 22番 近藤 団一君 | 23番 牧永 護君  |
| 24番 赤木 英機君 | 25番 小園 寛昭君 |
| 26番 深見 忠生君 |            |

欠席議員 (1名)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	長田 徹君	副市長 .....	澤木 満義君
収入役 .....	布川 昌敏君	教育長 .....	須藤 正人君
総務部長 .....	久田 賢一君	市民部長 .....	山本 善勝君
保健環境部長 .....	小山田省三君	産業経済部長 .....	西村 善明君
建設部長 .....	中原 康壽君	勝本支所長 .....	米本 実君
芦辺支所長 .....	山口浩太郎君	石田支所長 .....	瀬戸口幸孝君
消防本部消防長 .....	山川 明君	教育次長 .....	久田 昭生君
病院管理部長 .....	山内 義夫君	総務課長 .....	堤 賢治君
財政課長 .....	牧山 清明君		

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

中田議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これから議事日程第3号により本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、市長より発言の申し出があっております。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。議員皆様におかれましては、本日も御健勝に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、6月11日付で県から、壱岐市内におきまして腸管出血性大腸菌感染症〇―26に壱岐市内の女の子が感染した旨の発表がされました。発病月日は6月5日、初診月日が6月6日、診断月日は6月9日とのこととございます。症状といたしましては、血便が出たり、不機嫌になるなどとのこととございますが、現在は快方に向かい、入院はしていないとのこととございます。

6月から10月にかけては、〇—26の発生が多い時期になります。市民皆様におかれましては、調理前や食事前及びトイレの後には、石けんと流水で十分に手を洗い、いつも以上に予防に心がけていただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（深見 忠生君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め40分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、22番、近藤団一議員の登壇をお願いします。

〔近藤 団一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（22番 近藤 団一君） 通告に従いまして2点、市長に質問をいたします。

まず1点目ではありますが、消防関連について。

ことしに入って20件の火災が発生しております。建物火災はそのうち3分の1程度ということですが、人口的に見て、世帯的に見てもやっぱり多いという、その辺は壱岐の特殊性で、野焼きによる山林火災が結構な数を占めていると、そういう状況がございます。

その中で私が憂慮をしておりましたのは、壱岐には細い道をたどって行って、突き当たり有家があるという状況が結構多いわけです。その道は軽乗用車ぐらいしか通れないとか、ちょっとした小型の乗用車程度しかだめと、とてもじゃないが消防車の走行は困難、そういう場所が結構多いわけがございます。

そういうところが火災になった場合に大変だなと、そういう危惧を今まで持っておりましたけれども、近ごろ何か消防署の方でそういう調査をされているみたいです。私も聞きましたので。これはいいことをされているなということをおもいましたが、いつごろからそういう調査をされているのか、もしくはいつごろまでにそういう調査が終わるのか、もしわかればお聞きをしてみたいなということで今回質問をいたしました。

建物火災において、例えば四、五日前の芦辺の火災ですけれども、防火用水が火災現場から100メートル以内に1カ所、それと200メートルに1カ所、大体2カ所ありました。

しかし、こういう、どちらかといえば消火条件にいい状況においてもやはり全焼と、これは通報のおくれもありますし、やはり消防車の到着に時間がかかるとか、大きい道であればいいですけども、なかなか入り組んだところでありましたので、消防車の到着に時間がかかる。このよう

にやむを得ない気もいたしますけれども。

ふだん市民の皆さんが自分の家がもしも火災に遭ったときに、消火栓がどこにあるかとか、防火用水がどこにあるかとか、水利がどこにあるかとか、やっぱりその辺を自分で確認するか、自分で知識として持っておくとか、そういうことが必要じゃないかなという気がするわけです。だから、そういう意識を市民の皆さんに植えつけていただきたいという気がするわけです。

例えば、私も過去何回か火災を見てきましたけども、住吉の高野原の公園の近くの火災の場合は、やはり一本道です。それで、大きい消防車は入りませんでした。それで、防火用水とか、そういう消火栓も近くにない。七、八十メートル下の谷底からポンプアップしたが、結果的には全焼です。

あと、坪の火災です。ここも行きましたけども、近くに水利がない。消火栓もない、防火用水もない。海がありましたけども、普通考えれば海からとればいいじゃないかという気がするわけですけども、すぐ下が海の場合はいいですけども、なだらかな砂浜の場合は、海の中に可搬機を持ち込んで消火活動をしなければ消火ができない、そういう状況もあるわけです。

だから、いろいろな状況を踏まえて、火災ごとにじゃなくてもいいですけども、たまには消防署の方でも検証をしていただく。例えば、四、五日前の火災において例を言えば、防火用水が2カ所あったのになぜ全焼だったのか。通報時間の関係とか消防車の到着時間とか、その辺まで含めて、恐らくされているとは思いますが、その辺の検証を一つ一つ積み重ねていただきたい。それが防火意識にもつながっていくし、消火活動の円滑な運営につながっていくという気がするわけです。その辺まで含めて今回質問したわけでございます。

あともう1件は、今、消防システムがあるわけですけども、例えば電話番号、119に電話した場合に、「おたくの電話番号は何番ですか」、電話番号を言えば、すぐ場所、消火栓の位置とか防火用水の位置とか、恐らくその辺まで出ることになっていると思います。恐らくなっているでしょう。

要は、それはそれでいいんですが、結構壱岐には、お年寄りが入院されて空き家、電話がないといった状況があるわけです。それとか娘さん、息子さんのところに引き揚げて、そこはもう家がない。しかし電気はいつているとかあるわけです。電気のいつている以上は、やはり漏電による火災とか発生するわけです。

だから、そういうときには、隣の人が例えば通報しても、その家の所在はシステムに反映されていないみたいです。だから、そこはやはり何らかの形でシステムに反映をするような方法が要るのじゃないかなという気がするわけです。

先日も、私もそれを経験した関係で今申し上げているわけです。「近藤さんの言われた家屋はシステムにありません」、そういうことを言われましたので、恐らく空き家とか留守とか、電話

がないところはシステムに反映されていないのかなど、これじゃちょっと困るなというようなことで今回質問に上げました。

そういうことで、大きくはその調査の検討と、このシステムに関連で質問いたしますので、答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 近藤議員の質問にお答えをいたします。

近藤議員が言われましたように、各種災害発生時の出動及び現場活動に関しまして、管内の水利状況、道路、交通状況、建築物、街区状況の把握をしておくことは必要不可欠な要素でございます。管内区域の調査は通常業務として断続的に実施しております。

近藤議員が言われるように、今もやっているわけでございますが、今年度は警防対策、予防対策、救急救助対策について重点項目を挙げ消防業務を進めており、その中で、先ほど言われます消防車であるタンク車の進入が困難な地域について、警防活動上の資料とする目的で現在調査を実施をいたしております。

調査につきましては、各署員に割り当てをしまして、早期に調査が完了するようにいたしておりますが、いつごろまでにできるかという御質問であったかと思いますが、おおむね9月末にはできるのではなかろうかというふうに思っております。

また、質問の中に、水利がどこにあるのか意識を市民に植えつけることが大事であると、確かにそのとおりでございます。現在、消防団員にも火災の場合はすぐ、出動のときに水利がどこにあるかという、その把握の方に努力するように指導をしているようでございます。

また、市民の側におきましても、万が一自分の家が火事になった場合は水利がどこにあるかという意識も、これは議員が言われるように大事なことでありまして、自分の家の火事の際にはそういうことをすぐびっとできますけど、自分のことを思っておけば、仮に隣の火事のあった場合、そういうことが対応できてくるのではなかろうかと、このように思っております。

また、システム119の件でございますが、今、議員が言われるように、電話をかけて、その電話を確認すれば大体場所が出るということになっているようでございます。長崎県でも消防の広域圏ということで今話が出ておりますが、そういう中で、長崎県全体としてこのシステムを活用しようという話が出ているようでございます。先ほど隣の問題とか、そのシステムの導入のことにつきましては今後詰めていく必要があるかと思っております。

その他、ちょっと答弁が足りない分がもしございましたら、よろしく申し上げます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（２２番 近藤 団一君） 今、市長の答弁の中で、救急もあります。１１９の病人です。確かにそっちも大事です。そっちの方がとてもじゃないが、火事よりははるかに何十倍多いわけですから、特にその辺も含めて検証していただきたい。

それとあとは、ちょっと消防長にお聞きですが、例えば救急車で行って、やっぱり救急車が家の近くまで行かないという状況、年間にすれば恐らく何件かはあると思うんですが、その辺をちょっと、現状を聞きたい。

それと、システムの問題は、なかなか市長が答弁するのは無理だったと思いますが、私も近ごろ経験しました。とにかく、番地を言ったけども、家屋もある、ちゃんとして行き来もしてある、電気も水道も通っているところがシステムに反映されていないというところがありましたので、その辺どうなっているのか、消防長にお聞きをいたします。

○議長（深見 忠生君） 山川消防長。

〔消防本部消防長（山川 明君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 明君） ２２番、近藤議員にお答えをいたします。

まず最初に、受信時の聞き取りの中で、空き家の状況についてシステムに組み込んでいるかということでございましたけれども、この機器、装置を導入しましたのが平成１４年でございます。その時点での建物につきましては、すべてシステムの中に組み込みはされておりますけれども、逆に今度は、先ほど言われますように、受信時に通報者の方の電話番号と、それから発生の番地等を聞いて、それを打ち込んでシステムが作動するようになっておりますもんですから、逆にその分で出にくいという面はあろうかと考えております。

これは早速帰りましてからメーカーの方と十分協議しまして、どのような対策がとれるか詰めてまいりたいと思います。

それから、救急の現場到着時の進入不可能な件でございますが、確かにございます。これにつきましてはある程度事前把握ができておりますので、救急要請が入りましたら、どうしても３名でございますもんですから、担架搬送になるもんですから人員が足りません。そのために消防隊を導入しまして、人員をふやして搬送には不足がないように、また、いろんな支障がないように万全を期しているところでございます。

件数につきましては、ちょっと今手持ちの資料を持たないもんですから、申しわけございません。よろしく願います。

〔消防本部消防長（山川 明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（２２番 近藤 団一君） わかりました。

ただ、システムの関係は、１４年と言われましたけども、ここ一、二年前にひとり暮らしの人

が亡くなって、電話も昨年とめたというようなことで、その家の件についてシステムに反映されていませんでしたので、この辺をやっぴり見落としがないようにするには、時間はかかっても、自治会長さんあたりとやっぴり打ち合わせをする、全島的に、全部一遍にできるわけじゃないですから。

例えば区域を決めて、ことしは例えば、郷ノ浦、いわゆる武生水地区全体、その各自治会長さんで、「済いません、これだけ反映されています」と、「あと反映されていない家屋がありますか」とか、そういうふうな調査もあわせてできたら行っていただきたいという気がいたしますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、2点目の質問をいたします。

下水道関連についてであります。これに限らず、全島的に道路工事とか、その他の工事のときでも言えることなんですが、特に本年度、郷ノ浦の本町とか下ル町とか亀川迎町地区の管渠工事、下水道関連ですけども、予定をされております。これは市長の施政方針の中にありました。

ここは、壱岐でも特に家屋の数も多いし、商店も多いし、水道管の口径も大きいんです、当然。それで、工事による漏水事故を一たん起こせば被害は甚大なんです。それで、例えば平日の午前11時ごろから漏水事故が起こって夕方までかかるとかいう状況を考えたときに、とにかくちゃかちゃかです。とにかく商売は成り立たないし、とにかく水も出ない、料理もできないわけですよ。

そういうことが結構過去何回もあったんです。私も実際現場に何回も行きました。見ました。そしてすぐにやっぴり復旧できない。結構3時間、4時間、5時間、どうかしたら夜中までとか、そういう状況を今まで見てきたわけです。結局は苦情が殺到した事例が結構あったんです。

作業による事故は本来あってはならないんですけども、もしも起こした場合にというような対応マニュアルあたりがぴしゃっとできていれば、やはり復旧方法とか、例えば工事の時間帯をずらすとか、事前に試掘をするとか、そういう被害を最小限に食いとめるような、そういう方策は何ぼでもできるという気がするわけです。

ここを今回の工事にやっぴり当てはめてやっていただきたいという気がするわけです。

市長の施政方針は、「早急な工事発注」とか、早急はいいんですけども、発注もいいんですけど、やっぴり業者に徹底した施工に関する周知をもっと強く要請をする、その辺がやっぴり必要かなという気がするわけです。

市長も郷ノ浦に住んでありますので、いきなり、午前中の11時に断水した、前ぶれもなく水が出ない状況を考えたときに絶対大変だと思うんです。その辺も考えられた答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 下水道関連について、近藤議員の質問にお答えをいたしますが、この下水道管布設工事発注に際しましては、NTT管、ケーブル管とか入っていますが、また、水道管などの地下埋設物のこの事前調査や当該公民館への工事説明会を実施いたしまして、着手をいたしているところでございます。

御質問の水道管につきましては、その管路、また、口径、深さなどを十分に調査をいたしまして、水道課とも協議の上、どうしても水道管の敷設がえが必要な場合は、水道課で水道管敷設がえ工事の発注をいたしまして、事前に仮設配管を行い、漏水事故を防止するようにいたしております。本年度は、今御指摘のように、本町、下ル町、亀川迎町地区の工事を予定いたしているところでございます。

着手前には、地域の皆様方の御意見等を十分に伺いまして、工事でまずは御迷惑をおかけいたしますが、水道管の漏水事故がないように、業者への指導を徹底したいと、このように思っておりますし、議員が言われるように、いつ起こるかかわからないと、そういう緊急時には、下水道及び水道工事業者間の素早い対応ができるように、水道課と事前に協議、確認の上で着手をしたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） なかなか郷ノ浦の中心市街地は、データベースがちゃんとしていないです。だから、深さとか位置が正確じゃないんです。だから、どうしても十分注意をしても事故はやっぱり起こるという気がするわけです。だから、起こったときの対応をいかに素早くしていくか、いかにその地域住民に周知をするかです。

だから、その辺まで含めて言えば、やはり事前に、例えば当日朝にでも広報活動をするとか、その辺を十分に工事にかかると。心構えもあるわけです。きょうから工事にかかる、ひょっとしたら事故の恐れもあるなというような、そういう地域住民の準備行動、やっぱりその辺も促す意味もあると思うんです。

そういうことで、住民への周知は徹底的にやっていただきたい。そして、公民館の説明、そして、十分地域住民の意見を聞く、そういう体制もぜひとっていただきたいという気がするわけです。

あとは、どうしても事故のときの対応ですけども、恐らく埋まっているものはある程度把握できているわけです。だから、把握できているから、例えば間に入れるつなぎ、そういう接続の部品とかパイプとか、そういうものはある程度用意してから工事にかかるのが普通なんです、な

かなか過去の例を見ても行き当たりばったり、とにかくあればいい、なければちょっと時間がかかるとか、そういう状況を結構見受けましたので、あえて今回、特に中心市街地ということで注意をしていただくという面で質問しました。

そういうことで、住民周知の関係、もう1回市長から答弁お願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 住民周知の件でございますが、議員の言われるとおり、この工事工程等につきましては、特に商売をしておられる方も多し、食堂とか、また、いろんな小売をしてあるところもあるわけでございます。地元住民、また、公民館等とも十分に意見交換をして、また、その結果につきまして周知をして、そういう議員が言われるような心配がないように極力——極力ではなくて、全身を込めて努力をしております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 最後ですけれども、市街地の中には、NTTに限らず九州電力も入っていますし、その他のケーブルも入っている場所も幾つかあります。そういうものも含めて、やはり協議会なんかを事前にやっていただいて、十分に施設の把握もしていただくということが重要と考えるので、ぜひその辺も含めて対応をして工事に着手をしていただきたいと思いますという気がいたします。

以上で、私の質問を終わります。

〔近藤 団一議員 一般質問席 降壇〕

議長（深見 忠生君） 以上をもって、近藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） 次に、18番、久間初子議員議員の登壇をお願いします。

〔久間 初子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（18番 久間 初子君） 通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、観光客のための公衆トイレの設置についてでございますが、壱岐の島も第1次産業の落ち込みで本当に観光に頼っている現状ですが、近年は観光客も減少し、なかなか壱岐の活性化につながっておりません。壱岐市も観光客の期待にこたえられるよう何かを模索しなければならないのですが、その中でいかにして壱岐市を訪れていただけるか、しかしながら、企業経営等の落ち込みもあり、今では団体客から個人、家族観光に変わっております。

お客様に満足していただけるように努力がなされておりますが、なぜ壱岐を訪れていただけるのかをいま一度検討し、お客様のニーズに、また、その対応を考えなければいけない時期が来ております。いつも提言しているように、壱岐の食材を使って、壱岐ならではのおもてなしの心を

持って接するならば、きっとお客様に満足していただけるものと考えております。

「壱岐の島で一番高い山ですよ」と誇れる山ですが、岳ノ辻の整備がなされておられませんので、観光客が見えたときに恥ずかしい思いを今までしておりましたが、今回4月中旬に整備されまして、念願の岳ノ辻の整備も終り、ようやくお客様に「壱岐の島で一番高い山はどこ」、「213メートルある岳ノ辻なんですよ」と言っているも誇っておりましたが、今回整備をされ3カ所の展望台ができました。

東の展望台からは、今回整備されております埋蔵文化センターとか原の辻博物館とかが見渡せ、深江田原一体が見える位置にあります。また、中央の展望台からは壱岐全島がほとんど見渡せません。

また、西の展望台は、郷ノ浦湾、半城湾、大島などの三島が見渡せる位置に展望台ができておりますけれども、この西側の展望台に、私たちも4月に、この園地のオープンのときに行きましたけれども、駐車場ができております。展望台という展望台はありませんが、そこから一帯が見渡せます。

そして、私たちが車を置いて、今度は遊歩道がありますので、遊歩道を通して中央展望台に行きます。中央展望台にはテレビ塔とかいろいろありますけれども、その1カ所にトイレは設置されておりました。そのトイレは、つくってあるというには関心をいたしましたけれども、このトイレが、男性用は便器が女性用のようにするようなトイレはつくってありませんでした。そして、もう一つ身障者用のトイレがあったんですが、本当に便器が1つしかないんです。トイレをするところ1カ所しかなかったんです。

中央展望台に、トイレがあるからと思って入ったんですが、残念ながらつくっただけというような感じを受けまして、これでお客さんが本当に果たしてこの岳ノ辻に訪れたときに対応できるトイレなのかなと思いました。

正直言って身障者とか高齢者の方たちが訪れたときに、若い人だったら待つてトイレもできますけれども、本当に大勢の人が、10人ぐらい並んだときに、たった1個しかないトイレ、これは何で設計の段階で市はわからなかったのか。県の事業と言えればそれまでなのかなということで、中央展望台のトイレは感じました。

西側の駐車場のところにトイレがないというのは、どこを見ても駐車場に車を置いて、そして荷物とか、要るものだけちょっと持って、トイレを済まして、そして上に上がっていくのが常識じゃないかなと思います。

あそこでイベントもありましたけれども、トイレはありませんでしたので、あそこでおにぎりとか豚汁とか、観光商工会女性部さんたちがやっていました。そして、あそこには全然トイレがないから、果たしてどこに行かれるのかなと考えたとき、恐らく車で上の昔からあるトイレに行

かれたのかなと感じました。

それから中央展望台まで行くにはちょっと、10分か15分歩かなければいけないし、何か西の展望台にトイレがないというのが、私たちは即感じましたが、そういうところがわからないといえはわからないのかな、ただ机の上だけで設計されて、現場の状況とかいろんなところに行ったときに、私たちは駐車場の横にはトイレがあるという観点がありますので、今回、これは県がしたからと言われればそれまででしょうが、どういう対応をなされるか、これは市長の判断なんですけれども。

やはり、西の展望台の方にはトイレの設置が、豪華な何千万円もするトイレをつくれとは言いませんけれども、何らかのトイレの設置が必要ではないかなと感じました。

正直言って西の駐車場に私たちも車を置いて遊歩道を歩いて上に上がって行きました。遊歩道のその通りも整備されて、横の山とか草とか、雑木とかを見ながらずっと歩いていったんですが、今回は本当に展望台とかいろんなものは整備ができて、やはりお客様が来られたときに誇れる岳ノ辻になったのではないかなと思いますので、その点だけが、せっかくできたのですので、そこが男性は感じないのかなと思ったんですが。

そこで、私たち商工会女性部としてもちょっと参加いたしましたそのときに感じたことは、「何でトイレがないのかなここに」ということで感じましたので、やはりお客様サービス、観光客のために岳ノ辻から一望していただけるということが、それが目的で岳ノ辻整備もされておりますので、そのところは、やはり何らかの行動を起こされて、市長、考えていただきたいと思えます。

それと、関連ですが、郷ノ浦のせり市場があります、漁協の。春一番とかイベントがあっている横にあるんですが、ここによく朝、競りを見るためにお客さんがお見えになります。そして、競りを見たりとか、その辺をずっと散策されるんですが、団体客の方が、今は簡保とかいろんなのでお見えになりますので、若い人ではなく、やはり中高年の方が多いんですが。

出るときは多分トイレしてきてあるんでしょうけれども、人間は、若いときは我慢できますが、やはり年をとるとなかなか我慢ができないので、トイレはこの辺にないのかなというような感じで、せんだってちょっとお尋ねになりましたので、「済いません。この辺にはトイレはないんですが、郷ノ浦の港には公衆トイレがありますし、ちょっとトンネルと抜けますと文化ホールにはあるんですが」ということはお答えしましたが、正直言ってあの辺一帯には本当にトイレがないということを感じました。

あそこは県の所有物ですので、漁協さんが借り上げて使っておりますので、漁協さんとの話し合いとかで、どこかに1カ所トイレ、そんな豪華なトイレは要りませんので、男性用、今は男性用というか、洋式のトイレだったらふたを上げれば男性も使えますので、そんなに幾つもつくら

なくてもいいんじゃないかな。

家庭用ではほとんど洋式1個しかありません。それを上は、ふたをとって男性の方も用が済ませますので、そんなに幾つも要らない。洋式を1つと和を1つ、身障者のため、高齢者にはやっぱり洋の方が要りますので、洋と和と1個ずつつくられると男性も女性も使えるんじゃないかなと思います。

家庭用はほとんど洋を1つですので、そういう点でちょっと検討をさせていただきたいかなと思います。1点目終わります。

○議長（深見 忠生君） 久間議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 久間議員の質問にお答えをいたします。

観光客のための公衆トイレの設置ということで、まず、岳ノ辻の西側展望台にトイレ設置の要望ということでございます。去る5月のリニューアルオープンイベントの折におきまして、4月でしたか、今議員が言われますように、トイレを初め、展望所の構造など幾つかの御指摘を皆様方から受けたわけでございます。

県自然公園担当課にその旨を伝えてまいりました。当初つくるときは、やっぱりトイレ等もよく検討されてつくられた経過はあろうと思いますが、やはり皆様方の御意見等を聞きまして、新たな問題としまして県の方にも伝えているところでございます。

市といたしましては、利用者や駐車場使用状況を把握いたしまして、改善すべき点は、今言う県とも協議をして、よりよい施設にしていかなければならないと、このように思っているところでございます。そういうことで、一応県の方にもその旨伝えているところでございます。

次に、漁協のせり場のところにトイレの設置をという件でございます。現在、壱岐市が観光客がよく来るということで、観光客の關係のトイレは郷ノ浦町で16カ所ございまして、勝本で7カ所、芦辺で7カ所、石田で15カ所、計45カ所でございます。

また、水道、電気、消耗品を除く清掃業務、くみ取り浄化槽点検に要する経費、これが年間1,640万円ございまして、いろいろ以前の質問にもございましたが、やはりそういう施設の中にもやめるものはやめてもいいんじゃないかという、やめなければならないところはやめなければいけないというようなことで、現在廃止するところもあるようでございます。

この1カ所をつくるにしても、処理方式により約2,000万円から3,000万円が見込まれるわけではございます。これが現在、まちづくり交付金の採択要件に以前はトイレの要件が含まれておりましたが、現在含まれていないということで、厳しい財政状況で、これ以上はちょっととは思っておりますが、しかし、これは食品を扱う場所でもございます。やはりこれは観光に必要ではなかろうかと、このように私は考えております。

そこで、衛生的にも環境的にも整備をしなければいけないと、このように思っておりますので、このまちづくり交付金以外に、今言われますように、漁業関係の何か手立てがないかなと、これを今模索をしているところでございます。

また、そういった今現在の市場見学観光客におかれましては、当面の間は漁協のトイレ等を何か開放していただくような方策をその間していただければなど、このように考えているところでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久間議員。

○議員（18番 久間 初子君） 岳ノ辻のトイレの件は、私たちもその現場でやはりちょっと声を上げましたので、その旨はすぐ県の方に通達されたのではないかなと思います。

みんなの声は、そのときに「何で、何で」というような声が上がりましたので、私たち本当に即感することは男性と女性とのその観点が違うのかなということだと思いますけれども、県の方にそういうふうな要望が出ておれば、ぜひ西側の駐車場には車を置いてトイレをして、そして岳ノ辻の展望台を3カ所ずっと見て回るというような、そういうふうな行程ができるようにぜひ実行してもらいたいと思います。

それと、以前にも、あれは2年、3年ぐらい前になりますけれども、洋式トイレがないということとお願いしましたら、猿岩物産館のところとかも和だったのが洋に変更できたりとか、市の財政の厳しい中で和のトイレが洋式1カ所とか、ずっといろんなところで変更されて、身障者、高齢者の方たちのために、そして、そういうふうな配慮がなされておりますので、本当にお金がない中でそういうふうなことがなされております。

それはたくさんのお金をこの郷ノ浦漁協の現場、あの辺一帯に投じてくださいとは言いませんが、中央処理区の処理場も近いことですので、豪華なステンドグラスのような入った、ああいうガラスの入ったトイレは要りませんので、ちょっと考えていただきたいと思います。

それで、漁協の現場のトイレなんですが、正直言って和と洋と1個ずつしかありませんので、たくさんいらっしゃいましたら多分混雑すると思いますので、1個ずつしかありませんので、その点は配慮をしていただきたいと思います。

トイレの件、一応1点目については御配慮いただくということで終わらせていただきます。

次に2点目ですけれども、市全体の商店街の活性化についてということで質問いたしますが、壱岐の島の各町商店街を回ってみますと、後継者がいないのか、それともやっていけないのかわかりませんが、シャッターがおりた店が多く目立ちます。

各町シャッターがおりて何戸と言われて、その戸数まではちょっと私も把握しておりませんが、

歩いてみたときに、ここもシャッターだ、あそこもシャッターだという感じで、ちょっと回ったときに、これは不景気と言えば不景気でしょうね、不景気のせいかもしれませんが、交通の便がよくなって福岡にいろんな面で行くのか、交通の便がよくなって悪くなっているのか、いろんな面、何が原因かと言われれば、なかなか何ですよということにはできないと思いますけれども。

このことに対して市長としては何か手立てを考えてあるのか、どうすればこのシャッターがおりている店が活気づいて、シャッターが再度上がって商店街が活気づくのかなって思います。この件について、市長は何か施策があれば、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 商店街の活性化についての久間議員の質問にお答えいたしますが、何か対策はないかということでございます。

いつも言っていることでございますが、壱岐の人口の減少の歯どめをとめるということがまず一番のテーマと、常々私、合併前から言っておりましたが、約25年後、今から生まれる子が成人して働くころには壱岐の人口は2万人を切るんだぞという数字を常々申しておりましたが、先日の推計では、2035年には1万9,000人を切るという、こういう状況でございます。

いかにこれを、それは一朝一夕にすぐ人口をふやすことはできませんが、やはり将来ビジョンを持って、いかに人口減少の歯どめをするか、これは一番の基本課題と、このように思っております。

人が使う消費額、床屋が年間幾らいる、着るものが幾ら、食べ物が幾ら、決まっているわけでございます。その人口が減るということは消費額が下がるわけでございますので、やはり人口の減少の歯どめがいかに大事かということを常々言っているわけでございます。

また、そういった中で、やはり政策としましては国の政策もでございます。以前からTMOという中心地市街地活性化と言っていましたか、そういう事業がございます。しかし、それもまた見直し三法といいまして、新しい形で今まちづくりの、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを基本としまして、中心市街地の活性化を進められることとなりましたということで、新しいまた、以前と違った形で出ておるわけでございます。こういう活用をしなければならぬわけでございます。

そういった中で、地域のやはりまとまりと申しますか、これが大事でございます。こういう苦境の中でどうして一緒にやっていくか、特に中心市街地というものはそれぞれに商店街がある程度集中してあるんですから、力を合わせれば、僕はもっとやり方があるんじゃないかと、私は個人的に思っております。

例えて言うならば、前回は申しましたが、まず〇〇第何曜日はここはこの町全体の衣料品はこ

のくらいの値引きでサービスをしているぞとか、次はよその町の方がしてる、いろんなやり方をすれば、やはり島外資本に負けないような、地元の活性化を今の範囲の中でやろうという努力、こういうことがやはり大事でございます。

市としましても、やはり皆さん方のそういうまとまりがあれば、当然応援をしていきたいと、このように思っているわけでございます。早く言えばリーダーという人がやはり今後必要でありますので、それにむけて市としましては十分に協力を、もし皆さん方のまとまりができれば協力いたしたいと、このように思っているところでございます。

当面私は人口減少の歯どめをしなければならないと、これに一生懸命企業誘致を初め、いろんな壱岐の独自性を出して、壱岐の特性を生かして、いかによそに向かって売り込んで外貨を稼いで働く場をつくって人口減少の歯どめをしようというのが私の基本理念でございます。

そういうことで、その中で今商店が本当に困っております。人口が減っているさなかに、今後もまだ厳しくなると私は思っております。その中で、やはり商店街が協力し合って、そして、自分たちの持てる魅力をどのように発散して島外資本の商店街に負けないようなものをつくるかという、そういう努力が今後必要でございます。その努力に対しましては、市としましても応援をしていきたいと、このように思っています。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久間議員。

○議員（18番 久間 初子君） 市長の気構えはわかりました。やはり地元、その商店街がいかにしてまとまってやるかということをお望まれているということです。こっちから何かやりなさいとか、そういう問題じゃないということをおっしゃっているんです。

郷ノ浦の町、石田、芦辺、勝本同じでしょうけれども、やはり自分の店は安泰だという店が、昔から老舗がありましたので、それがなかなか抜け切れなくて大きなお店をぽんと建てて、その中にみんながテナントで入ってどうこうというような、そこまではなかなか、いろんな話がありましたけれども、立ち切れ立ち切れになって今現状に至っていると思います。

やっぱり引っ張っていく人がだれかがいないとできないというのが今の現状であって、今結局犬猫も通らないような町になるんじゃないかという懸念が今あります、本当に。

せんだってちょっとテレビ見ていたときに、宇都宮市が200店舗ぐらいシャッターがおりてしまったという商店街のことが載っていました。それが映っていたんですが、国の事業で、今言われたNPOじゃなく、にぎわい特区という何か補助金があるということで、その賑わい特区の補助金を国からいただいて、その宇都宮市が大型店を取り込んで、大型店のせいばかりにしないで、大型店ができたから自分たちが寂れているではなく、大型店を利用しながらまちづくりを

したということが載っていました。

それがにぎわい特区を利用して、200店舗シャッターがおりておったのが100店舗ぐらいはまた再度お店を開いて、そこだけからの人がしたのではなく、いろんなところから来てお店をされたのではないかなと思います。地元ではなく、違うところから来て、自分たちもじゃそこでお店をしようということで100店舗ぐらいふえたということかもしれませんが、何せ200軒閉じておったシャッターの店が100軒はお店ができたということで、その賑わいを取り戻しているということでした。

この賑わい特区がとういうものかちょっと私もまだあれですが、多分国の補助金ということでしたので、大型店が来たから悩むのではなく、大型店を取り込んだ何かお店づくりというのをされていたので、これも壱岐市も狭いようで広い、4町にまたがっておりますので、なかなか壱岐市全体で取り組むということは難しいと思いますけれども。

旧各町でそれぞれいろんなことで頑張っていると思うんですけども、人口の歯どめということを今、市長おっしゃいました。高校を卒業するとほとんど、壱岐に仕事がないもんですから、職場がないので、本当にどんどん向こうに出ていきますけれども、今果たして向こうに行っても仕事はないと思いますので、今は都会に働きに行ってもやっぱり厳しい雇用状況の中で本当に、都会に行っても親が仕送りしているような家庭もあるのではないかなと思います。

そういう状況の中で、やはり壱岐の島に本当は住みたいけれども、壱岐に就職がないというのが現状だと思うんです。だから、やはり若い人が本当に勉強をして帰ってきて働ける場所、それをつくるのが一番人口の増大につながると思うんですけども、今すぐ何をどうするのかというのが市長も模索してあるのではないかなと思います。

以前から言っておりました。昨年ちょっと私が質問をしておりました団塊の世代の壱岐に住むというのがどこまで進んでいるのかな、ちょっとこれ一般質問上げておりませんが、やはりそうしたことによって若い人が一緒に、壱岐の島に親たちが住めば自分たちも住んでみたいという形でふえるのではないかなと思いますので、せんだってのときは、市の遊休地を転売してでも住宅を建てたいとか、そこまではまだ進んでいなかったようです。

そういう面で、あれから三、四カ月たっておりますので、もうことしから、来年ずっと、どんどん退職者もふえますので、そういう点で、壱岐に住みたい。そして、住めば、親が住めば子も一緒になってこちらに来られる可能性もありますので、生まれてくる子が少ない上に、高校を卒業するとどんどん出ていきますので、人口の減少は本当にとめられることができない現状だと思いますので、その点を1点だけお尋ねして、質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 今、久間議員が言われましたように、人口減少ということで非常に厳しい状況でございます。また商店街のあり方も、また、地域によってその特性を生かすということで、いろんなやり方が、方法があろうかと思えます。

壱岐は当面、これは、大きい意味では人口減少の歯どめでございますが、そういう中でどうするかといえれば、やはり地元の協力が、商店街の協力が、まとまりが一番かと思っております。1店の店なら、その経営者の判断だけで動きますが、やっぱり商店街というものは、それぞれの商店主がおりまして、そこらあたりの即決、行動が遅いというのも一つの原因ではなかろうかと思っております。

また、大型店を利用してお客をふやすということでございますが、向こうは陸続きだからやりやすいのでございますが、ここは島ということで消費額が決まっておるわけございまして、そういう中でございます。

そうとしましても壱岐の特性を生かして、やはり今のある力は、自分たちの武器はどういう武器を持っているのかということ認識をして、その武器を生かしていこうという姿が、人づくりが大事ではなかろうか、このように思っております。

また、団塊の世代でございますが、今本当に団塊の世代の方が退職をすると、この前のテレビでは退職金が四、五十兆円といいましたか、物すごい金額でございました。そして、アンケートの中では、じゃやめてゆっくりする人、団塊の世代の方がどのくらいやめるかというたら、わずかなパーセントでございました。やはり、やめてからでも仕事をしなければならない人がほとんどのような感じで統計が出ておりましたが。

しかし、その中でもやはりその何%というすごい数でございますので、それらをいかに壱岐に来ていただくかという最大限に努力は。これは、施政方針でも申し上げましたが、県の空き住宅をお借りしまして、とにかく壱岐に住んでみようという気持ちがある方がもしあれば、こういう住宅を準備しているから、二、三カ月、1回壱岐に来てみなさいと、そして、来て住んで、よしこれでじゃ住もうかということになれば、新しい家を、その方が土地を買って建てられるかもわからんし、また、あいている部屋も借られるかもわからんし、いろんな方法があると。

それと仕事もどうなのかと、いろんなそういうことをしていただくためにまずは体験していただくために、今、県の空き住宅を利用して、とにかくそういうとこを準備しているから、もし壱岐に来たいという方があったら、ここに住まって1回壱岐を味わってくださいという形で今現在も、これは施政方針でも申し上げているとおりでございますが、行っております。

そういうことで、いかに壱岐の島のよさ、非常に教育面もいいし、自然も、健康な島でもあります。本当にヘルシーアイランド、壱岐に来たら元気になるというような島でございます。

それと、聞いてみますと動向がどうも、皆さん南の方にばかり行く習性があるようで、沖縄

の方が非常に今行っているというような状況ということも聞いておりますが、しかし、壱岐はすばらしい島でございます。これを発信して、ぜひ来ていただきたいと、このように思っております。

また、このIターン関係は、以前の郷ノ浦町のときでしたか、かなり力を入れてやっております。何人か来ていただいて、そして、その地に住んでしておられる方もおられましたが、何年か後にはすぐ帰られた方もいろいろございますが、やはり壱岐のよさを味わってもらうために、いろいろ今後も努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長（深見 忠生君） 久間議員。

○議員（18番 久間 初子君） ありがとうございます。いろいろと市長の答弁いただきました。前向きにやってほしいと思います。団塊の世代なんかは「名古屋の中部会」、「東京の雪州会」、いろんなところで壱岐の方たちが壱岐のために本当に考えて頑張ってくれていますので、その人たちを通じて、自分のふるさとを本当に元気になる島にするために努力をされるように、その都度市長、声をかけて頑張ってもらいたいと思います。終わります。

〔久間 初子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、久間議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、21番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（21番 市山 繁君） 21番、市山繁です。市長に対しまして一般質問を行います。

通告に従いまして、質問は大きく4点でございますが、小さく順に項目を上げております。ちょっと欲張り過ぎたようでございますけれども、簡単明瞭にお願いいたします。

1項のかたばる病院の今後の計画についてでございますが、これにつきましては、以前も申したことがございますけれども、年も近まっておりますし、重要な問題でございますので、形を変えて再度お尋ねしたいと思っております。

かたばる病院は、平成21年2月28日をもって国庫補助金は皆無となります。国庫補助金と負担金の年度ごとに見てみますと、平成17年度決算見込みでは5,700万円、小数点は省きますが、負担金が3,300万円、合せて9,100万円、18年度の決算額では、国庫補助金が

4,100万円、そして負担金が5,400万円、計の9,500万円、19年度の予算額が、国庫補助金5,200万円、負担金が7,400万円、計の12,700万円と年々に負担金が増となっております。

このような状況では、2つの病院の運営ができるかどうかということが重要な課題だと私も思っておりますし、国庫補助金の皆無後に、またあと5年間、平成21年3月1日から平成26年の28日までの5年間は契約条項の指定要綱に結局供さなければならないわけでございますけれども、その対応策について検討されると思っておりますけれども、検討されておるのかどうか、お尋ねいたします。

そしてまた、この検討について、どういう組織でやっておられるのかということですが、医療関係には、運営面もさることながら専門的なことが非常に多いわけです。私も市民病院の審議会委員として委嘱を受けて、3月から9月までにその答申に向けて協議をいたしておりますが、運営に関しては理解できても、専門的分野ではなかなか理解できない点がございます。

そのような見地から、この件については医師会、そしてまた、市民生活課、福祉課、そしてかたばる病院、市民病院の両関係者によって早急に私は協議すべきであると思っております。

月日は早いもので、残り1年8カ月しかございません。そういうことで、私たちの答申でさえ6カ月と言われておりますので、こうした重要な課題、そしてまた、今後の方策となると非常に簡単にはいかないと思っておりますので、協議会、また、検討委員会の構成メンバー、そして、どういうふうにやられる計画かとお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、3項、契約条項は、結局5年間は遵守しなければならないけれども、国の医療に対する見方が少しずつ変わっております。特に離島や僻地には見直しを検討されております。時代は目まぐるしく変化しておりますが、10年前の制度がいつまでもまだそのとおりにいくと私は思っておりませんので、権限移譲の中で自己計画、そして自己責任と言われております。

市自体が島民の医療サービス、市の医療が生き残っていくかどうかというその対応策を国へ強く要望して、年々増加する高齢化に対するための受入体制づくりに取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、この点について市長の御見解をお尋ねいたしたいと思っております。まず、この3つについて。

○議長（深見 忠生君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 市山議員の質問にお答えいたします。

まず、かたばる病院の今後の計画についてということで、1点目がかたばる病院がここ赤字が続いているが、どのように考えているかという質問であったかと思えます。

議員が言われますように、このかたばる病院も赤字状況でございます。これは平成16年の

3月1日に厚生労働省より壱岐市に無償で移譲されたわけですが、それにはいろいろと条件がございます。この平成16年3月1日から10年間はその病院の使用用途を、病院機能維持をそのまましなければならないという条件も入っておりますし、また、所有者の移転、または合併をしてはならないと、このようなことにもなっております。

また、議員が先ほど言われますように、経営5カ年は赤字分の55%は補助するということで、現在そういう状況で赤字補てんをいただいているわけですが、この5年間を過ぎるとこれもなくなるわけですが、それが平成21年の2月28日になるのではなかろうかと、このように思っております。

そういうことで、できましたら市民病院と一体化すると申しますか、そういう形での考えを持ってもおりますし、また、ほかの用途にも利用したらどうかと、でもこの用途がどうなるのか、許可が出るのかどうか、問題でございますが、今の現在ではそういう状況に考えております。

次に、2点目が今後の市民生活課、福祉課、また、かたばる病院、市民病院間でいろいろとそういう意味を検討すべきではないかという御質問であったらうかと、このように思っております。

この国の医療制度改革法は、医療費適正化対策、いろいろございます。それに地域ケア体制整備構想、介護保険事業支援計画、健康増進計画、医療計画、高齢者医療制度関係を連携させまして、県段階で整備構想を平成19年度中に作成をし、各保健医療圏との協議となっているわけがございます。

壱岐市としましても、これらに対応するために福祉、保健、医療が連携をしないと対応がスムーズにいかないと予想されますので、将来構想について情報は共有化できる体制づくりが必要でございます。

また、現在ある施設につきましても一体的に連携し、将来構想のもと有効な整備を図るべきという、市民病院とかたばるを一体的にするかとか、そういういろんな問題がございますので、そういう意味で連携をしていきたいと、このように思っております。

次に、契約条項を遵守しなければならないが、市の方針を強く要望すべきではなかろうかという質問であったかと思えます。

昨年より国立の病院機構、九州ブロック事務所並びに東京にあります国立病院機構本部へ、事務レベルで協議をしているところでありますが、協議内容としましては、このかたばる病院を福祉施設へ転換することは可能であるかどうかを尋ねましたところ、特定整備施設に該当する施設一覧内であれば、福祉施設等への転換は可能であろうということでございました。そういう福祉施設を置くにしても、医療を確保すれば、そういうことに使えるということでございました。

また、今の建物を取り壊し更地にして、特定施設整備である特別養護老人ホームへの建てかえは可能かの問いに対しましては、現建物をすべて取り壊して更地にしての建てかえは無理である

と思われる。旧木造病院等を取り壊し、その跡地に建設してでの運営は可能であると。古い木造の部分だけなら可能と、しかし、建物全体を取り壊すことはできないということでございます。

ただし、いずれにしても病床を有する医療機関も運営をしなければ、これはならないわけでございます。今後、各部と連携をしまして運営計画案を作成しまして、国立病院機構本部と協議したいと考えております。

もしそういう協議事項が整わなくても、もしした場合違約金がどのくらい要するのか、じゃそれを払ってでもしようかという論法もあろうかと思いますが、そこいらあたりも一つは考えてみる価値はあるのではなからうかと、このように思っております。

以上でございます。（発言する者あり）はい。それを今、メンバーは、壱岐市病院事業運営審議会というものがございまして、これ壱岐の病院の関係で、それを含めておりますが、壱岐の医師会長さん、それに長崎県看護協会の壱岐支部長さん、名前が載っております。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） かたばる病院の療養型についても今おっしゃったけれども、市民病院は今現在のところ急性期病院であって、長期の入院ができません。

それで、かたばる病院はそのような患者の回復期リハビリ病院としても私は必要だと、こういうふうに考えておりますが、最近民間病院での療養型の廃止がちょっと耳に入っておりますが、そうなりますと、かたばる病院も48床です。満床状態でございます。老人ホームの待機者が70人から80人、そして、特老ホームも50名ぐらいの待機者がおられます。

民間病院のそうした療養型が廃止になりますと、患者の受け入れも必要になってくるわけですが、受け入れができない場合、これはやはり、今何名おりますかわかりませんが、介護難民といいますか、そういうことが生じてくるわけです。

在宅介護となりますと、家庭の生活状態が変わってまいります。結局在宅介護をするために一人は職をやめるとかというようなことで、生活の状況が変わってくるというふうに私も考えておりますが、そうした連鎖反応が起こらないように市も対策をとるべきと私も思っておりますが、その点について。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） その件につきましては、確かに今、国におきましては、伸び続ける医療費を抑制するために、いろんな規制と申しますか、出ております。昨年の平成18年の6月に成立をいたしました医療制度改革法では、この療養型のベット数を約60%削減するというようなことで、もしそうなれば、今、議員の言われるようなことが非常に心配されるわけでございます。それに対応していかなければならないと思っております。

現在、国におきましても、今度は、じゃそれによって対応した人が非常に今困っている状況ということで、国もちょっと緩和策を考えると、これが秋ごろに出るのではなかろうかと、このように思っておりますが、それによってまた対応をしていきたいと思っておりますが、いずれにする壱岐の中にこの療養型病院を持った医者がございます、民間にも。そういう方々とも協議をしながら対応をしていきたいと、このように思っております。

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 今言われたように、医療に対しても見直しが始まっています。緩和がされるような状況でございますので、私が先ほど申しましたように、10年からそのままというようなこともないと思っておりますので、その対策を考えていただきたいということでございます。

2番の特別養護老人ホームの建設計画と用地について、そして、現在の問題点について質問をいたします。

特別養護老人ホーム建設計画と用地については、特別養護老人ホームは老朽化に伴い建設計画がなされているようでございますが、これは厚生委員会でも強く要望をしております。

しかし、建設するにも現施設は運用しながらのことになるわけでございますから、当然移転新築となるわけですが、その用地を買収するにせよ、市有地にせよ、用地の場所が決定しなければ施設の配置図は描かれないわけでございますが、場所の選定が私は急務であると思っておりますが、第1点が予定地についての検討はなされておるのかどうか。

それから、第2点の問題点です。職員定数の特別養護老人ホームの介護基準を満たしていないようでございます。

これは、労働基準では、100床までは48名以上となっておりますのでございますが、現在の就業者総数は63名、正規職員29名、嘱託職員5名、臨時職員29名で、臨時職員を常勤者として介護基準を満たしているところでございますが、これは私も厚生委員会におりますから、運営上の都合であると私も考えております。

先日、私もちょっと用事があって、老人ホーム、特老の方も行ってまいりました。職場を見ますと、一般嘱託の職員さんもそれぞれの分野で頑張っておられるわけでございますけれども、この職場は非常に、特に重労働です。そして、激務の仕事も見受けられます。大変な仕事だなという感じを受けました。

そこで、年齢を見ますと、嘱託職員が52才から58才の人が5人、職員が20代が4人、30代が2人、40代が8人、50代が6人、計20人、臨時職員は年齢はまちまちでございますけれども、現場の仕事は経験者、熟練者が非常に多いので幸いと思っておりますが、現在の職員の年齢状況から見て、一番仕事のできる30代が1人から2人しかおりません。

それで、将来の勤務状態から見て、砂時計ですか、中すぼみのような形になっておるわけですか。そうしたことで、将来にも熟練者が必要でございますので、臨時職員の中にもすぐれた人もたくさんいらっしゃいます。それで、この職についてはバランスのとれた採用も私は必要かと思っております。

正職員も40名ぐらいは私は採用して、年齢も30代ぐらいの人も採用規定に入れて、仕事と、そして、報酬ですか、給料、そうした生活にもバランスのとれた、そして、意欲を持ってこのサービスに努めていただきたいと思う点で、私はそういう方向をとったらどうだろうかというふうに感じております。今の特別会計の運営の状況では、それも私は可能だと、こういうふうに思っております。

それから、次の、一般嘱託職員には退職慰労金の要綱があるが、特別老人ホームにはその財源がないということですが、きのうも町田議員からも嘱託職員のことについてもあっておりましたが、市の嘱託職員には退職慰労金が要綱によって支払われておりますが、特別老人ホームには、特別会計では積立金もなく、慰労金の財源がないわけです。

来年、再来年には2名ぐらいの退職者がおられると聞いておりますが、特別会計で対応されない場合は、この方たちには一般会計からの支給がされるのかどうか。この3つについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 市山議員の特別養護老人ホームの件についてお答えをいたしますが、非常に今の特養も老朽化をしておりますし、と申しますより、地盤がかなり緩いということで、非常に早急に移転すべきと私もこのように考えているところでございます。

そこに場所についてでございますが、先ほどかたばる病院の話もしたわけでございますが、かたばる病院の方に持っていけるのかな、どうかという検討も一つの課題ではなかろうかと、このようにも思っておりますし、また、それができなければ新たな場所をとということで考えていかないということで、現段階では未定のような状況でございますが、場所の決定とか、そういう方法につきましては、各会による検討委員会、これはメンバーはまだどうということは決めておりませんが、して考えていかなければならない問題ではなかろうかと、このように思っております。

次に、先ほどの職員定数が特別養護老人ホームの介護基準を満たしていない、将来的にもバランスのとれた職員採用という通告の御質問内容でございますが、基準としましては満たしているということに今、議員が言われますように常勤職員という形で、そういう形で基準は、法的にはクリアしておるわけでございますが、そういった中でいかに効率的に経営をしよう。

また、将来的にも指定管理者、また、民間が委託とか、いろんな問題がございますが、今現在

は、いろんな形で有効的に運営をしたいということで今の配置をとっている状況が現在の現状でございます。

議員が言われるのも確かにわかるわけでございますが、退職金の問題もでございますが、そういう意味で、なるべくそういう常勤できる臨時職員あたりで対応をし、経営をして、その退職金を積み立てることができるような、もしどうしてもそれで間に合わない場合は繰り入れということもございますが、そういうことで独立採算と申しますか、そういう格好でまずは経営感覚という形をやはり姿勢も大事だと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 用地については、私は見て回るのが好きですから、国立病院にも配置図を持っていきました。そうしたところが、やはりあれは入りません。そうすると、道路とか、用地を求めなければいけないし、現在の建物を解体するわけにもいかないわけです。そうしたことで面積的に入らないわけです。

そして、他の用地を買収すると、用地の交渉とか財源も私は困難になってくるわけでございますが、一番早いのは、私は市有地である、そしてまた、市有地であっても、建設するにはその場所と用途に即するかどうかということが考えられるわけですがけれども、これは私の考えで、提言ですけれども、壱岐の中心地の、以前勝本町が拠点まちづくりを所有しておった亀石の土地、庁舎も今後私余り必要じゃないんじゃないかと思っておりますので、そこにやったらどうだろうかという気もいたしております。

湯ノ本では地盤沈下もしておりますし、とにかくあそこでは、あの付近は大概だめと思っております。老人ホームは別として、移転新築するならば、新たなところに、中心地でもいいから、そうするとあの付近が栄えるのじゃなかろうかと、私は考えておりますから、これについても検討をしていただきたいと思います。

それから、2番の定数については、将来的に見ても採用ができるというふうに考えております。

そしてまた、3番については、一般会計からの慰労金の支出は、市民の税金であるわけですから、今後そうした不公平がないように、本来ならば、嘱託職員では勤務規定に見て、退職金、慰労金は出せないはずでございますけれども、これは市の要綱ですから、これが不公平がないように、特別老人ホームとか特別会計の方には今までどおりに支給されるべきと私も思っておりますので、その点をお願いいたしたと思っております。

次に3番、芦辺港ターミナルビルの機能と高速艇ヴィービスの着岸予定についてでございますが、これについては、旧芦辺町時代にターミナルビルは建設計画がなされたのでございます。市

長は直接は関係はないと思っておりますけれども、この計画では、ターミナルビルの償還が終了したことで、老朽化ということで計画されました。

当時の議論の争点は、芦辺港の玄関口の障害である砂置場の移転とあわせてヴィーナスの着岸、そして、ビルを併用するという目的で建設されたわけですが、ターミナルビルが完成しても現在着岸できてないが、砂置場の問題だけであるのか、他に問題があるのか、また、九郵の着岸に問題があるのかどうか、これをお尋ねするわけですが。

それから、2のサービス機能については、私もさっきから申しますが、郷ノ浦も石田も、唐津も福岡も、それと五島の方にも、長崎の大波止もずっと見てまいりました。これは芦辺ターミナル新しくできておりますけれども、ほかのどこから見れば一番劣っております。

まず、喫煙場所がありません。そして、喫煙場所を明確にしないと、喫煙者も肩身の狭い思いしておるし、それから、送迎デッキの方にも灰皿とかないために、喫煙者のマナーがないのか、灰皿がないのかわかりませんが、吸い殻が非常に散乱しておると聞いております。

そのため2階にももう少し管理者と話し合っただけで灰皿を置くとか、そしてまた、1階にも、外の方にも、タクシーを待つとかいう場合でも、外部の人が来ても、灰皿はあそこ1個しかありません。そうしたことで、こっちから受入体制をしてやらんと、これやったらよかろうというようなことで、グレーチングの中に入れていろいろしておりますから、その点についても設置をしていただきたい。

そしてまた、飲料水とたばこ販売機がありません。2階には2台ございますけれども、あそこは狭くて、奥の方にあって、なかなか利用しなくて、観光客なんかが多い場合はほとんど利用されておられません。そして現在の自動販売機の設置契約にも不公平があると。

そしてまた、管理者からもそのように文書で要望もされておるようでございますが、これについて調べてみますと、特定の業者が契約されておるようなことがございます。それで、そうした特定業者と契約しておる経緯についてひとつお願いをいたしたいと思っております。

また、公衆電話は2階にございますけれども、ボーリングブリッジからおりていきますと下に行ってお年寄りが「公衆電話ないな」と、若い人は携帯電話を持っておりますけれども、そういうことがままあるようでございますから、公衆電話の設置もあわせてできますればしていただきたいなど、かように思っています。

それから、3番、現在の店舗の位置が、乗降口、階段口で非常に前が狭い。それで、お客が多いときは通路が混雑して買い物どころではないようでございます。店舗をあのような詰まった場所じゃなくて、前面が広くて、客が見やすい、そして目につきやすい明るい場所が私は適切であると思っておりますし、皆さんもそうおっしゃっております。

そうしたことで、ジェットホイルの対応がまだできないのなら、ジェットホイルの待合室に店

舗をつくるか、または1階での仮の休憩所でも有効利用されないものか、それについて3点をお尋ねいたしたいと思っています。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 市山議員の芦辺港ターミナルビルの件について答弁を申し上げますが、議員が言われるように、私もこの芦辺港ターミナルビルの件には非常に頭を痛めているところでございます。

旧芦辺町時代に検討中で、設計もでき上がっておりまして、合併時特例事業として組み込まれておったわけでございます。そういうことで昨年の4月に完成を、市になってからいたしたところでございます。

ジェットホイルの着き場の件の調査等が、いろんな適地区であるかどうかという議論、また、九郵とか県との交渉が若干未調整であったような部分がございます、その砂置き場の問題は解決するとしても、県と九郵の問題の調整を今進めているところでございます。当初目的のとおり何とか県にも要望しながらやっていきたいと、現在このように思っているのが実態でございます。

また、飲料水の自販機につきましては、2階の自販機コーナーで対応をいたしているわけで、議員が言われますように。また、1階の売店におきましては、飲料水関係、あるいはたばこの販売をいたしております。

ただし、1階におきましては売店が設置をされておりまして、この売店敷地以外での自販機設置につきましては認めていないところでございます。売店内での自販機の設置につきましては規定をしていないという状況でございます。

また、公衆電話の設置につきましては、2階の待合室に階段を上がったらずぐ左側に設置いたしておりますが、議員が言われますように、もう一度よく精査して、どうしても1階に必要だというような御意見もございますので、そこいらも精査してみたいと、このように思っております。

また、喫煙場所につきましては、健康増進法の関連もありまして、現在1階の建物、外の3カ所で灰皿を設置をいたしております。喫煙者の方から見ますと喫煙場所は多く、しかも施設的にも充実した条件のよいところがよろしいかと思われませんが、健康増進法によりますと、この受動喫煙被害の責任は、たばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主ということになっておりまして、市といたしましては、新たな場所には喫煙する施設の拡大はしないという考えでございます。

1つじゃ足りないというようなお話もございましたので、3カ所の置いている場所に2つ置くものかとか、そこらあたりはちょっと精査してみたいと、このように思っております。

次に、売店のことでございますが、御承知のように、現在3店舗が入店をされ営業をなされているわけでございますが、場所により販売額にかなりの開きがあると、このように伺っております。

そこで、販売額の平準化を目指しまして、場所、あるいは販売品の場所による指定制などを検討いたしておりますが、まだまだ調整の段階でありまして、結論に至っておりません。具体的には、入り口の方がやはりよく売れるそうございまして、先の方はそれに比較すると売れないという、そういう状況であると聞いております。

そこで、市といたしましては、2年ごとに場所をローター移動をいたしまして、販売額の平準化を検討し、現在そういうことで関係者と交渉中ではございます。今後これらに関しまして関係者と十分に協議を重ねて対応をいたしたいと考えております。

また、ジェットホイルの待合室の有効利用をしたらどうかということでございますが、なるほどなと思うこともございますが、これが起債事業で建設をいたしまして、そういう営利目的に使えるのかどうかという問題もございまして、やはり当初の計画どおりジェットホイルの待合室をもし設置するとならば、今度は出ていってもらうときのいろんな問題事も起こるのではなかろうかということでございますので、なるべく早くその当初の計画どおりジェットホイルの待合所に使えるように活用をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） それで、今、砂置場の問題がありましたけれども、砂の場所だけならば、石田の置場の話があってございましたが、私もそこをまた見に行きましたけれども、背後地に、今の技術なら道路は新設できんことはない、それを上がりますと、焼却場から長岡石油、ずっとあっちの方に道路はつくられるようございまして、この砂のためだけか、それとも九郵だけなのかということになります。これはよく、早く検討をして、あの部屋が空き室にならないように、そして、ヴィーナスがあそこから着岸できるように私はしていただきたいと思っております。

それから、建物の件ですが、祝賀会のときも雨がびちゃびちゃ降って大変皆さん悪いなという感じがあったと思いますが、建物の吹き抜けのために、雨風時分はボーリングブリッジから出てきても、1階までおりのにもずぶぬれです。そういうことがあります。それで、雨よけの下がり壁か、それから雨よけのひさしか、そういう対応ができないものかどうか。

よそは吹き抜けはあっても、外部がガラス張りになっております。とにかく本当の吹き抜けですから、あそこは北も東も。それで、そういうことでなくて、吹き抜けというのは天井までが吹

き抜けて、外部はガラス張りというのが普通です。ほかの個人の家でもそうですから。そういうことを考慮していただくと非常に、一番まずいです。それで、そういうことをしていただきたいと思っておりますし。

それと、今はたばこの販売機は、よそから買ってきて、それで私が走ってきましようかということに対応をしておるようでございます、芦辺は。それで、自動販売機はございません。

それで、自動販売機の設置についても各業者から要望があつておるそうでございますから、特定の人と契約するのは、これは間違っていると思うんです。以前のいきさつもいろいろあったようですけれども、とにかく前の人が廃止をしたら一遍市に返していただいて、それからオープンで契約しなければいろいろな問題がある。そして、外にも観光客ばかりじゃなくて、一般の人でも自動販売機から買えるわけですから、そうした利便性もあります。

それから、たばこの自動販売機はそれは衛生上のこともございますから、結局喫煙所もっていただきたいわけですが、送迎デッキにはありません。灰皿もありません。それで、そういうところもやっぱり近いところに、外に空気のいいところに吹れるわけですから、灰皿を設置してもらわないけん。こっちがやっぱりそういう準備をしてやらんと、なかなか自分の考えが、よかろうということになりますから、その点は十分検討をしていただきたいと思っておりますし。

これは、たばこ税も市では2億円から入っておりますけれども、これは1本2円で40円ですから、壱岐の島内の人が買うよりも、ここで買う人が私は多いと思うとです。1日に10個売れても年間では3,500個ですか、そうすると14万円、これは2掛けたら30万円ぐらいは税収になるわけですから、その点もやっぱり考慮していただきたいなど、かように思っております。

次は時間がありません。この次に後のことについては検討をいたします。西村部長さんがいい計画をされておるそうでございますから、次回9月にこれは持ち越しますので、これで終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、市山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時47分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、坂本拓史議員の登壇をお願いします。

〔坂本 拓史議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 坂本 拓史君） 昼から大分傍聴者が減ったというより激減をいたしまして、少し寂しい思いをしておりますが、頑張りたいと思います。5番、坂本が通告の2点につきまして質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず1点目でございますが、環境美化対策についてということで通告をいたしておりました。要するに、空き缶や袋ごみ等のポイ捨て、散乱が後を絶たないし、一向に減っていないということでもあります。

これは相変わらずモラル、マナーが欠如した恐らく大人であるというふうに私は確信をしておるわけですが、ここに及んでは、単に文書による啓蒙活動、あるいは年に1回ぐらいの一斉清掃、そしてまた、委託による回収だけでは、いつも市長がおっしゃいます「いやしの島づくり」、「美しい島づくり」にはほど遠いことであると言わざるを得ません。

3月の定例会で先輩の議員から質問があつておったわけですが、そしてまた、その回答もされておりました。その後何か取り組みとして、決定、実行に移されたものがあれば後もって御紹介をお願いしたいというふうに思います。

今回、私があえて同じような質問をしたのは、実はある小学校の保護者の方から、「自然を大事にすること、ごみの減量やリサイクルの大切さなど、環境教育の一環として、学校、子供、保護者が一体となって空き缶、ごみ拾いに取り組んでいるのに、その実践をした翌日、あるいは数日後には同じ場所に同じようなごみがまた捨てられている、そういう状況が後を絶たない」ということでもあります。

そして、子供も「だれがこんなことをするとやろうか」と、「せっかくきれいにしとったとに」というふうに愕然としている姿を見て、その方は「子供に対する環境の教育というのは当然大事だけれども、信頼される大人になれるよう市民に対する徹底した啓蒙、教育をするべきではないか」という指摘といいますか、相談がありまして、再度こうして同じような質問をしたわけでございます。

それから、前回、回答の中で担当部長から3つの施策を考えているというようなお話がございました。1つには啓発ということで、子供たちに対する啓発やポスター、標語、作文など、こうした取り組み、それから市民に対する正しい情報の提供ということでございます。

2つ目には監視ということで、各種団体、JAとか郵便局とか、警察も含めてでございますけれども、この方たちに情報提供の依頼を行いたい。それから、3つ目には行動ということで、環境美化の推進の条例に沿った対応やボランティアの推進、そして、国・県の事業に沿った取り組みを上げられておりました。

もちろんこれらも大事なことでありますし、当然すべきことであります。また、前回質問され

た議員の提案にもありましたとおり、長期のキャンペーン等もぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。と同時に、もっと力強く根の張ったより具体的な取り組みを行政としてすべきではないかというふうに考えますが、市長の御意見をもう一度、再度お伺いしたいと思います。

それから、10数年前からデポジット制度、いわゆる容器に対する預かり金を商品の価格に上乗せをして、その容器の回収があったときに預かり金を戻すという取り組みが、特に有名なところでは大分県の姫島あたりで始めておられまして、また、数カ所の自治体に取り組んでおられたわけですが、これは十分皆様方も御承知のとおりだというふうに思います。

その後の全国的な取り組みとか広がりについてどのような状況にあるか、まずは、わかりましたら御答弁をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

環境美化対策についての御質問でございます。これも前回一般質問で出たわけでございますが、このポイ捨て、言っても言ってもなかなか減らない現状でございます。議員の言われますように、この壱岐の島は環境のよさをいかに売り込むかと、そして、いやしの島をつくるか、そういうのがやはり壱岐の島の一つの売り物にするべき大きな武器だと、このように思っているわけですが、議員が言われるように、なかなか減らないのが現状でございます。

先ほど議員が言われますように、啓発活動、ポスターとか作文とか、学校にも御協力をいただいたり、また、いろいろなところから情報をいただいたり、そして、行動としましては一斉に清掃をしたり、空き缶回収のキャンペーンをしたり、いろいろ手を打っているところでございますが、なかなかこれといった効果があらわれていないわけでございます。

そういった中で各種団体によるボランティア活動での不法投棄の回収を積極的にしていただいているところもございますので、本当にそういうグループには大変感謝をしているわけでございます。

この自分たちの住んでいる島の環境美化の重要性を考えたときには、ポイ捨てはあってはならないことでございます。不法投棄防止の啓発につきましては、既に市報、今度の7月号でございますが、に掲載を予定いたしております。

また、別の問題になりますが、この「不法投棄はしない、させない、許さない」ということと同時に、光化学スモッグの問題もございますので、あわせて7月号に掲載するようにいたしているところでございます。九州市長会におきましても、先ほどの容器リサイクル法、デポジット関係とか、家電リサイクル法とか、いろんなこういう廃棄物関係でも要望を出しているところでご

ざいます。

また、先般、東京で全国市長会がございまして、この中でもこのポイ捨てをテーマにしたフォーラムがあったわけでございます。皆さんどこも同じようなことで頭を痛めているようでございます。結論としまして、地道にこの活動を進めていくしかないというような、そういう形でございますが、市民にいかに参加してもらうか、また、教育という現場でいかに子供たちに教育していただくかとか、そういう話もございましたが。

最終的には地道にやっていくしかないなというような結論ではございましたが、何とかもっと具体的になる行動といえますか、何かができないかなと考えるところでございますが、現状、前回の一般質問でも同じ答弁になりますが、地道にやっていくしかないなという考えであります。

この罰則か何かつけれるのかどうか、そこらあたりもちょっともう一度再度罰則関係をすればどうなるのか、そこいらあたりも研究の余地はないか、ちょっと調査を再度してみたいと、このように思っております。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田保健環境部長。

〔保健環境部長（小山田省三君） 登壇〕

○保健環境部長（小山田省三君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

デポジット制度の状況でございますけれども、新しいデータがなかなか公表されなくて、非常に資料が乏しいわけでございます。平成13年度当初には全国で45の事例がございました。事業主体は市町村が32、その他が13となっておったところでございます。

その後数がどうかということでございますけれども、余りふえていないというのが全国の状況でございます。九州では大分県の姫島が有名なところでございます。県下の23市町村では事例はございませんけれども、長崎大学生協ではどんぶり物の容器の取り扱いがなされておるところでございます。

そのほか、さきの県の環境衛生担当者会議の中で、一応デポジットの方式には預託金方式と、それから、回収奨励金方式の二通りがあるという説明がございました。離島では預託金方式で大分県の姫島、静岡県の初島が空き缶の取り扱いをいたしておるようです。

それから、あとスタジアム、それから大学、それからオフィス、オフィスには駅とか企業オフィスなどがその取り扱いをしているというところがあるようでございます。

そのほか回収奨励金方式につきましては、主として空き缶、ペットボトルでございますけれども、都道府県では兵庫県、香川県がその姿勢を見せていると、自治体では福岡県の篠栗町、群馬県の旧松井町、北九州市などもこうした方向に向けて取り組んでおるようでございます。そのほ

か商店街、商工会、NPO法人などもその取り組みがあるようでございます。

以上でございます。

〔保健環境部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） なかなか市長の方も打つ手がない、地道にやるということ、全国でもそういう話があつておるといふことのものでございますが、なかなかその啓蒙活動だけでは浸透しないし、先ほど言われます地味で、根気のある永遠の課題であらうといふふうには思っております。

また、7月号には不法投棄に対する考え方も載せるということでもありますので、ぜひそうした地味なことからも取り組みを継続してやっていただきまして、1人でも2人でも理解してくれるような、そして、美しい島づくりをお願いしたいというところであります。

それから、デポジットの方は、恐らく新しいデータがないということは、広がりを見せていないという理解が正しいのではないかなといふふうにも思っておりますけれども、環境問題がこうして大きくクローズアップされる中でありますので、資源の再利用の意味からも、当面推移を見ながら、もしや、新しいいろんなやり方が、違ったやり方がまた出てくる可能性もありますので、研究を重ねていただいて、できるものについてはぜひ実行していただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

ところで、壱岐市環境美化の推進に関する条例というのがあるわけではありますが、その目的として、「市民、業者、そして、市が一体となって地域の緑化、空き缶等のごみの散乱防止並びにごみの減量化及び資源リサイクルを推進することにより、快適な生活環境の創造と、美しいふるさとづくりに資するものとする」ということで記されております。

そして、それぞれの責務といいますか、果たす役割も明記をされておるわけですが、その12条に事業者の義務ということがありまして、このように記されております。「事業者は、その事業活動に伴って生じたごみの散乱を防止しなければならない」、そして、その2項には「事業者のうち」、少し飛ばしまして、「散乱の恐れがある物品を製造し、または販売する者は、空き缶等のごみ散乱防止のための消費者への啓発に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない」といふふうには条例にはっきりと事業者の役割が明記をされております。

と同時に、13条には、「回収容器の設置及び管理」という項目がありまして、「自動販売機を置いている販売業者は、自動販売機における指定容器を回収するために適当な場所に別に定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器を、その機能が十分発揮されるよう適正管理しなければならない」といふふうになっております。これは別に、施行規則があるわけですが、でも、「自動販売機から5メートル以内に設置をしろ」といふふうには明記をされておるま

す。

こういうふうには業者に対しては回収容器の設置と適正な管理をきちっと求められているわけがあります。と同時に、これらに違反している場合は、市長が勧告ということもできるようになっておりますし、また、勧告に従わない場合は命令をすることができるということもちゃんと明記されております。

今回特に私が言いたかったといいますか、するべきであると考えているのが、この回収容器の設置義務の徹底ということでありまして、私も実際島内の数をカウントしたわけではありませんけども、恐らく現在置かれている自動販売機、島内で数千台あるわけですけども、恐らく回収容器が設置されておるのは1割、よくあつて2割程度ではないかなという推測をしております。これはあくまでも私の推測ですから、はっきりとしておりませんけども。

市としてはこのような状況をどのように把握されて、また、どのような設置指導をなされているのか、そして、設置義務自身、市長としてどのように考えておられるかということをお尋ねをしたいと思えます。

それから、業者の中には本当、今でもきちっと回収容器を置いておられて、そして、よく見かけるのが、きちっと水道で洗って乾かして、市のリサイクルの方法に従って搬出をされているという、本当に正直な方々もおられます。正直者がばかを見るようなことがあつてはならないというふうに思いますので、それと同時に、この回収容器がもし設置されれば、かなりのこのポイ捨てというのは私は減るものというふうに確信をしておりますけども、この点について、回収容器の設置等について、その意義等を含め、市長のお考えを再度お聞きをいたしたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） この自動販売機の周辺約5メートル以内にそういう回収かごを設置しなければならない義務があるわけですが、今現在議員が言われますように、かなり未整備なところもあるようでございまして、これは常々、前回もそういう御質問でございまして、未設置者には今も現在も指導をしているようでございますが、この徹底というのがどのくらい出ているかということじゃなかろうかと思えます。

先ほどいろいろ条例の中で勧告、罰則という言葉もございましたので、そこらまで突き詰めて今後対応をすべきではなかろうかと、このように私は思っております。上辺だけではなくならない、やはり実の中まで突っ込んだ対応、行動を行政が行わなければならないと、このように思っております。

今現在どういう状況でやっているかは、ちょっと担当の方で答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（深見 忠生君） 小山田保健環境部長。

○保健環境部長（小山田省三君） 質問にお答えをいたします。

自動販売機における回収容器の設置数でございますけれども、設置数は、正直申しまして把握することはできませんでした。ただし、昨年5月17日、18日、島内4事業者に対しまして、2日間で回収容器の設置についてお願いはいたしております。どの業者からも一応、「わかりました」という回答はいただいております。

そのほか市民の皆様にも回収容器には目的外物の投棄の禁止については回覧でお願いはいたした経緯がございます。特に、その節に4メーカーからは自動販売機の設置の地図、あるいは一覧表をお願いをいたしておりますが、この提出はいただいておりますのでございます。

自動販売機には設置の条件が幾つかございまして、通常は設置場所と電気を借りるいわゆるフルサービス方式が主体となっております。メーカーにつきましては、一応設置はするけれども、置くところのいわゆる地主、家主といえますか、ここに設置をしたとき、目的外物を投入されるので、これを拒否される要因ではないかというふうに見ておるところでございます。

そうしたことで、今後もこの指導は、それぞれ自動販売機のメーカーをお願いをしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 指導は行っているが、なかなか十分行き届いているかわからないということでありまして、島内4業者さんだけに一応はやっているということだと思います。恐らく自動販売機を一般の個人とか、あるいは商店がリースをしながら自分自身で売っておられる方も恐らくあるのではないかとこのように思いますので、その辺の方々に対する指導もぜひやっていただきたいと思います。

先ほど市長が条例の話をして、十分条例に従って検討をしていきたいということでもございましたので、ぜひその方向でやっていただきたいと思います。

決して自動販売機を設置している業者が大いにもうかっておるといふようなことがないというふうに認識はいたしておりますし、また、むしろ薄利であろうというふうに思いますが、設置をしてあるということは、継続してされておることですので、逆にそれなりに利益も上がっておるのだろうという予測もできます。そうした意味からも、設置ができないのであれば、撤去も含めてぜひ御指導をしていただくようお願いを申し上げます。

それから、先ほどの条例には、市長も言われましたとおり、勧告とか命令のほかに調査権や罰則もありますので、市としてぜひ積極的に、そして、指導体制を整えていただきまして、実効性のある取り組みを、繰り返すようではありますが、やっていただくと、老人会とボランティアの方々の家族、それから子供、学校関係の環境教育がむだにならないよう、逆に大きく貢献できま

すように進めていただくことを要望し、そしてまた期待を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2項目は、公共施設での物品販売の参入規制の緩和ということで出しておりました。昨年の4月1日から正式にスタートをいたしました指定管理者制度によりまして、当初10カ所の公的施設が、民間業者にその管理運営について委任されて、制定の目的のとおり民間事業者の発想や専門的な使用の活用によりまして、施設の低料金化と、また、利用者の満足度を上げるためのサービスの向上が期待をされておるところであります。

この10カ所の中に、御承知のとおり石田のマリンパル壱岐という公共の施設があるわけですが、その管理について、名前がちょっと同じ名前なので混乱するわけですが、整理をして聞いていただきたいと思いますが、有限会社マリンパル壱岐という法人と、それから、壱岐市において管理業務に関する協定書が交わされ、その指定管理者の本業務あります施設の維持管理、施設の利用の許可等に関する事、それから、それらに付随する業務が行われておるところであります。これがあくまでも指定管理者の本業務であります。

そして、この有限会社マリンパル壱岐さんにおきましては、今言いました指定管理者としての業務以外に市の承認を得た上で自己の責任、費用において自主的な事業を実施することができる旨、協定書に明記をされております。

その自主的な事業と申しますのが、地域の農産物であったり海産物、あるいは各種加工品の販売事業であろうというふうに私は認識をしておりますが、多分間違いないのではないかと思います。

さて、このマリンパルが設置をされました目的というのは、当然旧石田町時代に本来さかのぼるわけですが、現行のマリンパル壱岐条例の設置目的を申し上げますと、印通寺商店街の活性化を図り、地場産品の消費拡大及び市民と観光客との交流の場を提供し、地域の振興に資するためにマリンパル壱岐を設置するというふうにされております。恐らく旧町時代も、これは市になって市の方に読みかえただけではないかなというふうに思います。

この旧石田町にてこの施設が設置をされた時代においては、恐らく合併ということは視野になかったというふうに思っておりますし、ましてや有限会社マリンパル壱岐さんの出荷規則もあるわけですが、その規則も水産物類について石田漁協の組合員、農産物については石田町の町民、それから、弁当、惣菜など加工品や土産品などが、石田町商工会員に限るというふうにされておりました、現在でも旧石田町民以外の参入はできないというふうに聞き及んでおります。

設立当初としては、当然この石田町内におけるものということ、当たり前のことだというふうに思っておりますし、また、このことに対して私がとやかく言うつもりもないわけですが、時が流れまして壱岐市に合併をし3年を経過をいたしました。あわせて、最初に申しまし

た指定管理者制度なるものができまして、市からの応分の管理委託料も支出をされておりますし、現在では間違いなく施設の公的な施設ということになっております。

と同時に、先ほど言います本業務以外の業務については、協定書の中で市がその実施条件を定めることができるということを明確に書かれております。現在、一部の市民の方からは、旧石田町以外の市民の方ですけれども、から参入を希望したいという人が、どうして旧町のままでできないのかというような意見、御指摘を受けたこともあります。

先ほどから言いますように、歴史的な経過もありますし、即刻むやみやたらに無条件にということはいけませんので、一定のルールの規制のもとに旧石田町以外からの新規出荷参入についても、有限会社マリナルさんに対して市から指導とか助言ができないものかと、こういうことでお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 坂本議員のマリナル壱岐の件での御質問でございます。議員が言われましたように今、これはいろいろ以前旧石田町の中でいろんなルールがあるようでございます。これは18年の7月1日から21年の3月31日まで指定管理者という議会で議決をいたしまして、今現在指定管理者で行っているわけでございます。

今現在マリナル壱岐に出荷するための出荷協議会では、従来の旧石田町の法則によりまして、議員が言われますように、水産物については石田漁港組合員であること、また、農産物類については石田町町民であること、弁当、惣菜、菓子類、土産品ほかについては石田商工会員であること、また、出荷品は石田町で生産された品目が原則となっております。今現在出荷会員数が92会員で、40数件の出店があつておるわけでございます。

このように、売り場面積が限られている状況でございまして、出店者も今それを調整しながら運営している状況でございまして、地域の振興、観光、流通など非常に地域活性化にも努力をいただいているところでございます。

市といたしましてもマリナル壱岐につきましては、年額管理料500万円を指定管理者として支出をいたしております。また、マリナル壱岐からは年額使用料そのうち112万円を徴収をしており、そういう状況で今現在、指定管理者施設制度へ順調な経営が行われている状況でございます。

いろいろ今までの歴史的経過ということもございまして、やはり今までの経過は尊重すべきではなかろうかと、やっぱり出展者が多いということで、その中でかなりまだ石田の中でもいろいろそういう状況の中で、果たして、議員が言われるのも、合併したんだから私もわかります。しかし、今の時点では、今までの経過を尊重していきたいと、このように思っている次第でござ

います。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 余り積極的なお答えではなくて少し残念ですけども、先ほど言いましたとおり一定のルールですけども、例えば参入時に応分の出資をしていただくとか、また、出荷の手数料を幾分か加算するといった、当分の間といいますか、先ほど言われましたとおり、21年の3月が指定期間でありますので、それまでは、そうした旧町との差等も当然あっていいんじゃないかなというふうに、例えば、そういうふうにも思いますので、確かに売り場も狭いというふうに聞いておりますし、なかなか入るすき間が物理的にもないんだろというふうに思います。

ただ、私が言いたいのは、規制を今後緩和していくことをぜひ進めていただきたいということをお願いしておるわけでございますので、ぜひ21年、最低、遅くとも21年までにはその辺の区切りをつけて、マリナル壱岐さんと話をされて、今後はこうした形をとというのもぜひ条件の中には考えていただきたいということをお願いいたしておきたいと思っております。

それから、もう1点、これは部長の御答弁で結構ですけども、今言いましたマリナル以外で公共施設の中で物品販売等をされておるところがあるものかどうか。そして、そのあたりはどのような取り扱いをされているかということをお尋ねしたいと思っておりますが、わかりますでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

○産業経済部長（西村 善明君） マリナル以外では、郷ノ浦町のお猿のかご屋が実は販売いたしております。これにつきましては、100名近い方が会員としていらっしゃいまして、全員出荷をされておるということはございませんけども、そういった状況でございます。（発言する者あり）規制はないようでございます。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 事例もあるようでございますし、できれば、すべての公的な施設においてそういうことがある場合は、先ほど言われました歴史的なこともありますけども、今後は少しずつ門戸を広げていくということをお願いいただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

そういうことで、市民の方に不公平感とか不平等感がないというふうに心配りをぜひしていただきますことを最後をお願い申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔坂本 拓史議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、坂本議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（深見 忠生君） 次に、3番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

[小金丸益明議員 一般質問席 登壇]

○議員（3番 小金丸益明君） 通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

まず、集合税の前納報奨金制度についてお尋ねを申し上げます。

間もなく平成19年度の集合税納税通知書が送付されてまいります。ただでさえこのうっとうしい時期にまた頭を痛める嫌な時期がまいりまして、納税者の皆様方には心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、この集合税とは、個人市県民税、固定資産税及び国民健康保険税という3つの異なる税を合算して納付するもので、納期を6月16日から6月30日までを第1期とし、翌年3月31日までの間を10期に分けて納付するよう義務づけられております。

平成18年度の市税の収入状況は、現年度及び過年度滞納繰越分ともに収入歩合が低下し、大変厳しい結果であるとの行政報告がなされたばかりでございます。また、その理由として、第1次産業の不振、景気低迷の影響によるものと判断がなされ、徴収体制の見直しと強化に努める旨のコメントもされておりました。

しかしながら、その一辺倒な対策が講じられるだけで壱岐市の財政は果たして大丈夫かと大変危機感を抱いております。本市にあっては納税義務者の減少、比例して税源自体の縮小が危惧される現状になって、税に関する政策を早急に転換すべきではなかろうかと考えております。

このような観点から、集合税に関する全期前納報奨金、いわゆる前納報奨金制度について市長の御所見を伺いたいと存じます。

この前納報奨金は、さきに申しましたように、個人市県民税、固定資産税及び国民健康保険税を合算した金額を10期に分割することなく、6月16日から6月30日までの間に全額納付した者だけにその報奨、特典として税を割引く制度であると認識いたしております。

この制度に関しましては、平成17年度まで2期目の納付額の45%を割引していたものを、平成18年度から全廃するとして議会に提案されはいたしましたものの、激変を避けて緩和措置を講じるべきとして、18年度からはその割引額を半減し、22.5%として既に実施済みでございます。

ちなみに17年度の報奨金、いわゆる割引額が5,000万円強となっており、18年度が2,300万円強でございました。そこで、以下の質問に移らさせていただきます。

まず、今年度、19年度間もなく課税されますが、その折の集合税前納報奨金の算定率はどのようになっているのかお示しをいただきたいと思っております。

次に、税源移譲により平成19年から市県民税と所得税の税率割合が改められて、概算で

1.二、三倍程度市県民税が増税されるとの予定ですが、これに伴い納付額が増加し、必然的に市県民税に対する報奨額も増額されることになるかと存じますが、どのような試算がなされているのかお伺いいたします。

ちなみに18年度における市県民税の課税総額が約10億円、そのうち前納額が約1億8,500万円で、対する報奨金額が400万円程度となっております。報奨金算定率が前年度と同一とするならば、単に二、三十%の報奨金の増額につながると考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、税の徴収方法には特別徴収と普通徴収に大別されており、この報奨金の対象は普通徴収者のみとなっております。いわゆる事業所を通じて納税しているサラリーマンや公務員等の特別徴収される方々にとっては、その制度自体が適用されない現状であります。

さて、その割合を調べてみますと、17年、18年度で1万6,000人の納税義務者の中で50数%が報奨金対象外の特別徴収で、残り40数%が対象者ということになっております。大ざっぱにとらえても納税義務者の半数だけに報奨金を受ける機会を与えるということになります。

がしかし、昨今の経済状況では、その約半数の対象者の中でも一括納税によりその優遇措置の恩恵を受けている者は3割程度で、全体の十二、三%となっております。とはいえ、18年度は3税合せて延べ1万1,389件、金額で10億7,000万円程度が前納されております。

6月16日から30日までのわずか半月間で10億円という金額に驚きを隠し得ませんが、逆に言い換えれば、富裕層だけに偏った優遇措置として批判されても言い逃れができないのではないかと私は思います。結果的に全体の1割強の納税者のみが恩恵を受けているこの制度を、私は早急に見直すべきと考えますが、県内における他の自治体の現況はどうなっているのか、お尋ねを申し上げます。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 小金丸議員の質問にお答えいたします。

ちょっと質問に答弁漏れがあれば、また御指摘いただきたいと思いますが、1点目は、前納報奨金の件につきまして、19年度の予定はということではなかったかなと思います。

先ほど議員が言われますように、以前、議会にこの前納報奨金の廃止の提案を私したわけですが、時期尚早ということで、平成18年度から半額に減額をし、2、3年様子を見るようにとの指摘でございましたので、2年目となる今年度は、昨年と同様の2期目の納税額の、先ほど議員が言われましたように22.5%へ、今年度も昨年と引き続きしておるわけでございます。

当初から私これも議会に、これ2回か3回ほどこの廃止の願いをしましたが、議員からどうしても、時期尚早ということでしたわけでございます。ぜひ将来的にはこの廃止の方向でいきたいと、このように私も考えているところでございます。

2点目の質問は、税源移譲によりまして市民税が大幅に増税されるが、報奨金への影響はどのようになるのかと言われることで、議員が先ほど言われましたように、400万円以前でございましたのが、19年度税額が2割ばかり増してくるわけでございますので、前納報奨金は500万円程度になるのではなかろうかと、このように思っております。

また、よその自治体はどのようになっているかという御質問が3点目ではなかったらうかと思っております。前納報奨金につきましては、県内では既に何年も前に廃止した自治体や、また、合併により廃止した自治体がほとんどであります。これは以前から私もそのことを皆さん方にお伝えしたわけでございますが、現在、長崎県には23市町があるわけでございますが、現在こうしておるのが佐々町と壱岐市と、この2つだけでございます。

この佐々町のこの交付の基準でございますが、佐々町は壱岐市より半分ぐらいの率でやっている、壱岐よりちょっと金額も落として交付されているようでございますが、また、20年度には廃止をするというようなことも、このように伺っておるわけでございますので、ぜひとも、私も以前から申し上げますように、廃止の方向でぜひお願いをしたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） 今の御答弁によりますと、19年度も18年度と同じ同率で報奨金制度の算定をしているということと、市県民税が2割相当上がった分報奨金も約100万円ほど、合計500万円程度を試算しているということですね。それで、県内の状況は13市10町にあつては、佐々町と壱岐市だけであるということだったと思います。

私は、このような制度こそ県内の状況を早目に把握して、合併時にしかるべき措置を講じるのが本来ではなかったかと、市長を責めておるのじゃないです。合併時にやっておくべきじゃなかったらうかと、報奨金の廃止を。県内の状況からも考えてそうではないかと今思っておるわけですが、合併の条件であります「負担は軽く、サービスは厚く」というようなハードルもございましたから、先送りされた現状もあるのではなかろうかと思っておりますが。

この報奨金制度も従来は市税の早期確保や年度初めの事業の推進、高金利時代には自治体の利殖にもつながっていたのじゃないかと考えます。また、県内の状況が、さきに御答弁いただきましたように、ほかに佐々町のみということであり、また、佐々町も20年度から廃止の予定とい

うことが把握されておるようでございます。ぜひ壱岐市も佐々町に見習って、さっさと廃止されるべきと私は考えております。

また、この緩和措置をいつまでも引き伸ばしておきますと、税源確保に奔走しております他の自治体から壱岐は失笑を食らうのじゃなかろうかと私は思っております。

そういうことで、私は前納報奨金をさっさと廃止論を今言っているわけですが、脱税者はともかく、少しでも節税に努めて、微々たる優遇措置に頼って前納報奨金の趣旨をもって前納されている方々、善良な納税者を裏切ることなく、十分なる説明責任を果たして全廃に早速取り組むべきだと私は思います。

また、一部でメリットがない特別徴収から普通徴収へ移行される方も出てきておるやにお伺いをいたしております。市としてはできるだけ普通徴収から特徴へと切りかえる努力をすべきだと私は認識しておりますので、そういう面からも偏重優遇措置を早めに改善する必要があるかと私は思っております。

また、この報奨金は17年度、18年度の2カ年だけでも7,300万円ほどが一部の住民のみにキックバックされたというような格好になっております。7,300万円を多いと認識されるか、少ないと認識されるかはよくわかりませんが、2年間で7,300万円が一部住民、約1割の納税者のみキックバックという実情も私は均衡を欠いているのじゃなかろうかと思うわけでございます。

ですから、先ほど市長も言われましたように、議会が執行部の全廃提案を時期尚早、そして、緩和措置を講うずることとして、そういう考えのものに市の執行部の提案を一部でけたような格好になっておりまして、その中の議員としての私一人がまた造反意見を申し上げているような気もいたしますが、県内の状況とか財源を考えると、私はぜひ20年度から撤廃すると、佐々町と一緒に撤廃すると、そして、県内ではそういう報奨金制度はもうなくなりましたということをごひこの場で、その方向でいくという明言を市長にさせていただきたいと思うわけでございます。

もちろん総務委員会を初め、議会の承認も必要となりますが、市長はそうした旨をここでぜひ言っただけであればいいかなと思いますし、実は私も20年来サラリーマンをしておりまして、特別徴収だったのですが、議員になりまして普通徴収と移行いたしまして、家内と話しておりましたら、私もその恩恵を受けている者の一人だそうございまして、この前納報奨金がなくなれば、うちの家計にも少々響くかなと思いますけども、私信を捨てての提言としてお受け取りいただきまして、ぜひ20年度からの廃止を、市長の気持ちとして御表明をいただければと思います。あえて御答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 議員の言われるとおりで、ごもっともと、そういうことで、私も決して先送りした覚えはございません。私になってすぐこれは提案したつもりでございます。そういうことで、議員の皆様方に御理解が得られなかったということで今回このような状況になっているということをまずおわかりいただきたいと思ひます。

私は、以前から言ひますように、これは廃止をしたいと、また、一部の議員さんから、それは廃止すべきという声も出ておりました。しかし、多数がそのような意見でございまして、二、三年はそれらの様子を見ろうということで、二年目になるわけでございまして、今年度はそのままにしておりますが、一応と申しますか、廃止の方向でもう一度提案はいたしますが、これには皆様方の御理解が必要でございまして。ぜひ議員皆様方の御理解を節にお願いいたします。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） 先ほどから申しますように、議会議員の一人として、執行部の意見に反対したのも私も一人でございまして、県内の状況を見たり、老人とか福祉関係の予算が削られていく現状を見たときに、偏重的な優遇措置はもういいのじゃなかろうかということで、市長側に立って僕も応援しているつもりでございまして、ぜひ議員各位の理解を求められるように市長も頑張っていたきたいと思ひます。

また、この2カ年間で7,300万円が実際キックバック、割引されておるのは事実でございまして、2年で、前納だけです。報奨金は17年、18年で7,300万円です。前納報奨金です。そういう状況で、それがなかったら別なところでも使われるんじゃないかという、私としては、その7,300万円が大きな金額ととらえておりますので、あえてきょう私の所信を申し上げておるわけでございまして。

税も返すな、何もするなという窮屈な住民にとっては非常に厳しい意見を私から述べているのかもしれませんが、一方では税の滞納、そして下水道、水道料、そして市民病院の未納等々、住民の側も責任を果たさない面も一部ありますので、例えば2カ年の7,300万円を使って、未収金対策に、徴収員を増員して、その人件費に充てるなりして、未収金対策こそがもっと抜本的に、そして、奇抜なアイデアをもってその対策に講じられるべきではなかろうかと常々私は思っておりますので。

その辺もぜひ、未収金対策も施政方針にもありましたが、もうちょっと踏み込んだアイデアをもって徹底的に取り組まれることをぜひお願いをいたしたいと思ひます。

この未収金対策につきましては、通告外でございまして、あえて市長の答弁は求めません。次の質問に入らさせていただきます。

次に、壱岐市内納税組合に対する報償金交付に関して質問をいたしたいと思ひます。

この交付規定は、市税及び国民健康保険税の納税成績の向上並びに納期内完了を期するために納税組合に対し、本告示の定めるところにより、予算の範囲内で報償金を交付するとなっております。

壱岐市の場合、行政の便宜上から各公民館及び各自治会を1単位として、242の納税組合が組織されているところであります。また、報償金の算定は若干複雑でございますが、一言で言えば、その算定によってはゼロ円から60万円を限度として報償金を出しますというものであると認識をいたしております。

17年度の報償金額の総額が1,987万9,000円、18年度が1,950万4,000円となっております。また、間もなく18年度分に関しまして19年度報償金も交付予定となっておりますことと思っております。

さて、日本語の難しさでもございますが、さきの個人に対します前納報奨金は、その努力に報い奨励するためのものであり、納税組合への報償の方は損害を償う、いわば費用弁償的な意味合いがあるものと解しております。

以前はその組合の役員となられた方が集合税の納付書を預かって各戸を回って集金したり、納税の滞っている家庭等にはそれなりの指導や督促等を行い、収納率の向上に鋭意努力をされてきましたし、その効果も見地にあらわれていたものと思っております。また、その労務対価として、そして、実績を加味して報償金が交付され、公民館活動や自治会活動の原資として活用されているのが現状かと思っております。

しかしながら、この納税組合の活動自体も地域ごとに格差があるように思いますし、また、2005年に施行された個人情報保護法が足かせ手かせとなって、すべてとは申しませんが、目的とする組合活動が機能せず、有名無実で形骸化しているとの指摘もございます。

乱暴な表現ではございますが、組合活動の実績がなくても、また、活動はしなくても、構成員たる個人が当然の納税義務を果たした結果として、それだけをとらえて漫然と組合に対して報償金が交付されているのではないかとさえ感じる節もございます。交付の目的の検証や交付基準の見直しが急務ではないかと私は考えております。

以上の観点に立ち、質問へ移ります。

農業、漁業、商業と地域ごとに特色のあった集落も、今、一次産業の冷え込みや少子高齢化の影響で個々の生活実態も多様化し、自治組織自体の人間関係も年々希薄化しているのではなからうかと感じております。

そのような現状で242の納税組織が、行政の求める本来の目的に沿った活動を今後とも持続していけるものと判断しておられるでしょうか。また、今のような組織の現状にあつて報償金の交付基準は適正、妥当との認識なのか、見直し等検討作業の必要性を認識されているのかいない

のかをお尋ねしたいと思います。

また、個人情報保護法が制定され、行政としても個人情報の開示には慎重を期されているものと存じますが、この法の制定により、組合活動自体が制限されて、組織の存在すら意義をなくすことにつながり兼ねないと危惧いたしますが、県内における自治体の納税組織の実態と、報償金制度の有無をお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 小金丸議員の、納税組合に対する報償金の件についてお答えをいたします。

今にいろいろと農業、漁業、商業のことも言われましたが、非常に近年の生活実態は複雑多様化の一途をたどっている感じがいたします。しかし、公民館の集会など、その折々に会員全体の納税意識の高揚を初め、納付慣例の活動を行っていただいております。未納に対するこの公民館による納税組合につきましても、一定の抑止力になっていることも事実でございます。

少子高齢化社会である今だからこそ、自治組織、納税組織を発達させまして、市民パワーを結集し、住みよい地域社会の実現を図るためにも、組織の活動資源である報償金は必要不可欠であると、このように別の面でも考えております。

また、交付基準の見直しにつきましては、平成17年度納税分から老岐市での統一基準を定めており、今の段階では、当分の間は現状の基準でいきたいと、このように考えているところでございます。

この前納報奨金と、この報償金との区別が当初、先ほどの話にちょっと舞い戻りますが、よく把握されていなかったもので、前納報奨金の御理解が得られなかったのではなかろうかという面も私も感じておりますが、この前納報奨金を廃止するにしても、この納税報償金の方はやはり充実して、もっと納税意欲に高めていただきたいと、このように思っているところでございます。

また、県内自治体の納税組織と報償金制度の有無についてでございますが、県内各自治体の納税組織の実態は、23市町のうち10市2町が報償金制度を設けておまして、結局10市と申しますが、市は13市あるわけでございますが、市のほとんどがそういう報償金制度を、逆に自治体が大きくなると設けてあるという、そういう実態が見えるようでございます。

また、納税組織の報償金の算定基準は、それぞれ独自でなされて、いろいろと方法があるようでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） この公民館に対する報償金の件ですけれども、私、自治会であれ公民館であれ、税の収納に対して応分の実績があるのであれば、現状どおり拠出しても構わないのではないかと原則的には思うわけですが、市内いろいろ聞き合わせてみましても、先ほど申しますように、公民館内の人間関係の希薄化とか、職業が多様化しておりまして、納税組合自体の活動が、行政の求める活動はほとんどなされていないんじゃないかと思うわけですが。

ですから、出したいという市長の気持ちはわかるんですけれども、実態はそういう活動をしていないのに、その向きで報償金が出されておるというのに僕は少し疑問を持つわけです。

ですから、先ほど市長が言われますように、少子高齢化で組合組織は必要だから、ぜひその部分を配置したいというような答弁をなされましたが、それは交付基準とは僕は全くかけ離れていると思うわけです。

出すのは、そういうふうな公民館活動とか、それは納税組織というのは名称が変わったわけで、実は公民館であり自治会であるわけですから、その部分の運営費をカットせよというのではなくて、その部分はその分で手厚くしなくてはならないと思いますけれども、納税組合の活動に対する費用弁償的な意味合いの交付基準であるならば、僕は見直すべきであると、そのように考えておるわけですが。

それと、個人情報の関係で、手かせ足かせになっておるけどという問いもいたしましたけれども、聞きますところによりますと、個人の了解をもって納税組合長が積極的に市側の収納体制に協力をして、各戸回っておる公民館も幾つかあるやに聞いておりますが、そういう公民館こそ本当は報償金の対象になるものであって、ほかのところは僕は、現行の交付基準は見直すべきじゃないかと思っておりますので、その点もあわせて御答弁をお願いしたいと思いますし。

先ほど申しますように、特徴と普通徴収者がおりますけれども、特別徴収の方は税額自体が、報奨金制度の中には入っていないという現状があります。ですから、昔は漁師町、例えば地元芦辺の街も、ほとんどが漁師だったと、普通徴収だったと、しかし、不漁であり、後継者もなく、その後継者も壱岐に住むが勤めに行ったら、そのほとんどが特徴であって、残った一部が普通徴収で、その分だけが公民館の報償制度の中に該当するという現状が少し見直すべきではなかろうかと。

ですから、市長が納税組合に対する報償金も存続したいのであれば、そして、裏にある対比のもとに出すんだよというのであれば、特徴の方も僕は納税報奨金の対象とどうかしてなされるものかと、検討の必要があるんじゃないかと思うわけですが。そしてまた、市民税のたぐいであります軽自動車の税金の方も今除外されております。これもぜひその対象に加える検討がな

されてしかるべきと思うわけです。

私も税のことには余り詳しくございませんで、出せと言ってみたり、出すなどと言ってみたり、自分で何と言よるかさっぱりわからんとですけども、報償金を存続するのであれば、その辺の拡充策もとって交付基準も見直すべきじゃないかということで、さっき市長、市内統一に基準を設けておって17年に統一したばかりですから、今は見直す必要はないと思うと。僕はそういう基準のことじゃなくて、今言うように、軽自動車もありますよ、普通徴収のみじゃなく、特別徴収も交付基準の中に算定ができないでしょうかという意味で言っておりますので、その部分の答弁と。

県内23市中半分ぐらいしかその報償制度がないと言われましたので、それに対する市長のお考えをと思いましたが、かえって10市、市の方はかえてやっておるということでございますが、その辺の答弁はもう要りませんので、後の軽自動車と特徴部分を算定に入れられないかどうか、その部分をまず御答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 議員が言われるのもごもっともな話と私も考えております。税の徴収方法には特別徴収と集合税という形の2つの方法がございます。今、余談な話になりますが、以前はこれは一般の集合税の税額の方が大きかったわけですが、1次産業とか民間業の自営業とか、今までの集合税での納付者よりは、勤め人である会社徴収、特別徴収の方が税額が逆に追いついているという状況で、それが壱岐の現状、1次産業の低迷を裏づける状況をこの税が示しているのではなかろうかと、このようにも計算ができるわけがございます。

それは別の話といたしまして、今、議員が言われるように、そういう基準はやはり検討すべきと思っておりますし、特別徴収によれば会社から入るわけでございますので、収納率も、もしそのまま入れば、その方が、税額は入るわけでございますので、収納啓蒙の省力化にも、別の努力の方に回せる、そういう省力の意味でも、特別徴収に向けるということは非常にいいことではなかろうかと思っております。

今現状では、特別徴収の分は、議員が言われるように、報償金制度に入っておりませんので、これが入り込めるのかどうか、内部でちょっと協議、多分いろいろルールがあると思うんです。会社から送ると会社の何とかになるとか、そこいらを含めましてちょっと調査をして、もしそれが可能にあれば考える余地はあるんじゃないかと、このように思っております。

そして、軽自動車税、これは今該当をしておりますので、これもかなりの、軽自動車税というのもございますので、これは入れてみた方がいいのではなかろうかと、私もこのように感じております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） 特徴、そして、軽自動車税については検討をするということでございますので、検討もいろいろあるということでございますけども、ぜひ前向きに検討をしていただいて、20年度からの税制に反映できるか否か、私も一応思いつきで言ってないのですが、できないならできないでどうもできませんけども、その御返事をいずれかの場でいただければと思います。

それと、先ほど納税組合に対する報償金で否定的なことも言いましたけども、私は市長のそういうお考えであれば、今度の納税の大会がありますね、近いうちに。納税表彰ですか、その折に当該担当者の公民館の方々が集まられると思いますので、その活動を、個人情報保護下での活動を合法的にできる活動方法などをやはりその組合員に対して示して、収納率の向上により一層協力をいただいた上で報償金を出すように努力をしていただきたいと思いますし、そういう努力をしていただきたいと思います。

軽自動車の方はぜひ前向きにしていきたいと思いますというのと、実は、現状の納税組合の報償金のあり方において、市長は先ほど、高齢化であるし、市民パワーが必要だし云々で出す面がありますよと、こっちの面、それが本心だと思います。今すぱっと切ったら、これは住民の方から総スカンを食らうと思いますので、組合の活動は組合の活動で行政指導をして、やっぱりその部分は残しておかなければならないという認識ですね、市長。——ですね、よかったんです、それで。

そういうお考えなら一つ問題があります。というのは、現在、先ほど申しますように242納税組織があるわけですが、調べるところによると、16年度、17年度の実績で25から30の組織が現状の93%の交付基準に満たないばかりに、交付金がゼロなんです。それこそ僕は問題じゃなからうかと最終的に指摘をしたいわけです。

市長が言われるように、一方で納税組織、納税組合の活動に対して交付されてしかるべき交付金が、市長のお考えのように、その活動の原資となっておるので、その部分は削れませんと、実際そうだと思います。

それが、私もその大儀に大賛成ですけども、それであるなら、全く交付されておられんところは25も30もあつた公民館はどうなるのかと、93%の僕はハードルを少し下げるか、交付金ゼロというのは、僕はちょっと、現在の社会情勢においてでも、市政方針にも書いてありましたように、景気のおかげで、払いたくても払えない納税者もいらっしゃるかもしれません。悪質納税者ならともかく。ですから、もうちょっとそういう面を市長が強調されるのであれば、交付金ゼロというのは僕はちょっと救済措置が必要じゃなからうかと、過去に上る必要はございませんけども、今後ゼロというのはどうかしていただけたらと思うわけです。

全くそれを否定されるなら、もう交付基準だけでやるんだというのであれば、実態のない納税

組合には絶対やれんとです。結果的に93%いっただけのことですから、それなら組合にやるよりは個人に返した方がよかったです、と僕は思います。ゼロというのをどうか、私の表現が悪いかどうかわかりませんが、（発言する者あり）わかりますかね。で、ぜひその分の答弁をいただきたいと思いますが。

一方で、この前の資料によりまして、壱岐市の積立金運用基金も平成17年度が71億円で、本年度末で58億円まで下がるという見込みが出ております。ですから、昔の先人の言葉で「入るを凶って出を制する」というこの究極の政治判断が市長には今後さらに求められるとっております。その点をどうぞよろしく願いいたします。

余談ではございますが、壱岐産メロンも最近出てきておりまして、私も昨日口にいたしましたら、やはり評判どおりのすばらしい味で、おいしかったです。しかし、メロンを食べますと、夕張メロンを思い出して、夕張の市の破綻につながるわけでございます。ぜひ対岸の火事ではなく、北の大地の行政破綻を人ごとと思わず、長田市政は充実した市政を来年任期いっぱい一生懸命やっていたいただきたいと思いますが、その交付金ゼロ円の件で改善の余地があるのかないのか、御答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 今確かに納税が（発言する者あり）93%に達していなければゼロというところがございます。その見直しは、先ほど言いました特別徴収、これが可能なのかわかりませんが、法的に。できるにしても、すごい金額になりますので、そこいらはあわせまして見直しもしていかないかんような、もし可能ならば、そうした場合はすごい報償金にもなりますので、そこいらの見直しもありますし、議員の言われる件も含めまして、ちょっと見直しをする必要も担当部内で協議をしていきたいと、このように思っております。

議員が言われる意味もよくわかりましたので、内部調整と申しますか、内部で協議をしたいと思っております。

それと、夕張メロンではございませんが、本当に人ごとではございません。非常に厳しい国の状況でございます。何年先に夕張のようにならんとは言えない状況でございます。そういう厳しい状況ということ、やはり私どもが、市民と一体となってこの壱岐の島再生のために頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） その93%以下がゼロですと、それを追認しなさいという意味で僕は言っているのではないのです。ぜひその辺の救済策も考えてくださいということと、もう1点、旧町時代から引っ張っております公民館と自治会の組織差で、運営助成金が若干の算定基

準に差があるやに聞いておりますので、それとあわせて公民館に対する助成を考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。答弁は結構です。終わります。

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、小金丸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を14時25分とします。

午後2時13分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、坂口健好志議員の登壇をお願いします。

〔坂口健好志議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 坂口健好志君） 11番、坂口が通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

最初に、長田市政3年間の実績ということでお伺いするようにしておりましたけれども、市長の実績が余り多過ぎて時間が長くなって、あとの時間が少なくなったらいけませんので、まず最初に、市職員の人事と人材活用についてということで質問をさせていただきます。

市長は、関係者の意見を参考に、各政策の実現に努力をされているところではありますが、その政策の実現に最も必要な力、最も必要な協力者は行政のプロである市の職員であると思っております。壱岐の組織団体において最高の頭脳集団は、私は壱岐の市職員であると思っておりますし、そうであってほしいと思っております。

自主財源が少なく、ますます厳しくなる壱岐市の財政状況の中で、行政としての責任を果たしていくためには、国や県の政策や支援策を最大限に利用し、活用していくことがますます必要となり、壱岐市にとって必要なことの実現のためには、難しいからできないではなく、必要だから取り組む積極的な姿勢が必要であり、若手職員ややる気のある職員の発言できる場をふやし、自由な発想が行政に生かせる環境をつくり、年功序列から実力あるやる気のある人を適材適所に積極的に登用する確かな人材活用、そして、意識改革こそが壱岐市発展の大きなかぎを握るものと思っております。

「職員の協力なくして発展なし」私は、このような思いから人事に関し何点かの質問をさせていただきますので、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

まず、人事異動についてお尋ねをいたします。

職場において人事異動は当然行われるものであり、適切な人事が行われるかどうかは、市政の質を決定し、市民がよりよいサービスを受けられるかどうかのかが握る重要なことでありますが、長田市政になってから何回もの人事異動が行われておりますが、どのような基準をもって人事異動に当たってられるのか、基本的な考え、ビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

次に、人事評価システムの確立についてお尋ねをいたします。

人事は公平、公正、納得が基本ですが、その評価基準を作成することは大事なことであり、より多くの職員の納得が得られるシステムが必要であります。さらに、人事評価と昇格試験を組み合わせた昇任制度や、いろいろな制度をあわせて導入することにより、従来 of 年功序列から能力主義を推進することにつながり、職員の向上意欲も沸き、意識改革にもなると思っておりますが、人事評価制度の導入がどの程度まで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、責任の明確化と処分規定の厳格化についてお尋ねをいたします。

公務員の問題点の一つに、だれも責任をとらないということがあります。これまでも公共施設の建設や道路事業を初め、各事業の計画実行に際し、担当者としての基本的、初歩的なこと、不注意や怠慢によつて的確に処理しなかったことで、本来の目的を果たさない施設になったり、工事が中断したり、計画の変更を余儀なくされて、経費の大幅な増加を招いたり、税関係においても、その時々 to 的確な基本的処理をしなかったことが、税の未収や滞納を招くことになっていながら、何の解決策もとらず、市や市民に大きな損害を与えているにもかかわらず、人事異動や退職等により責任はうやむやになり、だれも責任をとらず、とらせず今日に至っている現状があります。

旧町のこれまでの経緯を見ますと、問題はこれまでの市長や上司の姿勢、取り組みにあるのではないかと思います。市長がその時々 to 責任を明確にし、断固として責任をとらせ、自分もとるといふ毅然とした態度で臨むことが大事であり、職員の意識改革にもなるものと思ひます。

今後は、担当者として明らかな不注意や怠慢によつて、市や市民に損害を与えたり、公務員としての違法行為のあった人には責任を明確にし、損害賠償を含む厳しい処分 with 臨んでいくと思ひますし、処分規定を明確に示し、適用していく必要があると思ひますが、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、職員の研修についてお尋ねをいたします。

大部分の職員が市民のために日夜一生懸命に働いている状況の中で、残念ながら一部の職員において勤務成績不良、的確性の欠如などで自分の職責を果たさず to、そのことが他の職員の負担の増加にもなつて、効率的な仕事ができず、ひいては市民サービスの低下になるわけであります。

そのような職員を他の部署にそのまま移動させても、その部署にとつても迷惑な話であり、根本的な解決にはならないと思ひております。そのような職員は退職してもらふのが一番よいわけ

ですが、それができないのであれば、客観的な分析結果を正確に本人に示して、反省を促し、職責を全うさせることが必要であると思いますが、現在どのような研修対策がとられているのか、お尋ねをいたします。

最後に、職員の採用についてお尋ねをいたします。

今でも職員の中にあいさつもできない、電話の応対もできない、接客の言葉遣いもできないなどの人間としての常識に欠ける職員もいるという現状を見ますときに、第一の責任者は、そのような職員を採用した採用担当者、任命権者にあると思っております。

競争試験を受けて合格した人は、学力は優秀だと思えますが、問題は人格であり、採用試験の学力偏重の結果がこのような事態を招いているものと思えます。

公務員でも特に市民と直接に接する機会の多い市の職員は、特に人間性が大事で、今後は学力のみに偏らない多面的な人物的評価により、人格を考慮した視点での採用が必要ではないかと思えます。そのためには、公明公正な採用試験の形式も考える必要があると思っております。

定数削減が進み、新規採用は必要最小限という状況の中で、ますます少数精鋭が求められる今、能力、人格ともに優秀な人材をいかに確保できるかは、市の将来にとっても大変重要なことで、担当者、任命権者の責任は今まで以上に大変重いものだと思っております。今後の職員の採用についての市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上について、市長の御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） 坂口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 坂口議員の質問にお答えをいたします。

市職員の人事、人材活用という御質問でございますが、まず、人事異動について、何回も行っているという御指摘がございました。この何度も行っている事情ということは、まず、合併をいたしまして3年目になったわけでございます。そういうことで、旧町の垣根を超えた異動も必要ということと、また、最近機構改革をいたしまして組織を変えた。そういうことで若干多くなった面は見られると思っております。

今後の基本的な考えといたしましては、集中改革プラン策定に関連して、平成18年3月に人事異動基本方針を定めておりまして、その方針に基づいて人事異動を行っております。

その方針の主な内容は、1番目に、時代の要請に応じ、また、厳しい財政状況に対応した適性な人員配置を実現するため、配置職員数の見直しを積極的に行うこと。2番目に、年功などの要素に基づく任用を縮小し、やる気、能力、実績に基づいた任用制度への移行を図る。3番目に、性別、職種にとらわれない幅広い人事配置に努める。4番目に、若手行政職員、おおむね主事級でございますが、早期三、四年程度の異動に努め、窓口部門、事業部門、管理部門などの異なっ

た分野へのジョブローテーション及び本庁と出先機関との交流を図る。

5番目に、中堅以上の職員については、職場の核となるような人事配置を努め、四、五年程度の異動を行う。6番目に、高度な専門的知識を必要とする職場においては、職員の適正を見きわめた上で、長期の在籍とし、熟練した職員を育成する。7番目に、職員に応じた職務分担ができる人事配置に努める。また、移動時ごとの人事異動方針もその都度定めまして、そのときの、いろんな理由の面がございますときには、人事異動、内容をあわせて公表をいたしているところがございます。

2番目に、人事評価のシステムの確立はどの程度まで進んでいるかという御質問でございます。

人事評価システムにつきましては、国におきまして、平成18年1月より管理職員を対象に新たな人事評価制度の施行が実施されており、本格導入に向けた準備が進められております。

また、長崎県内においても人事評価制度の導入の認識が高まっておりまして、平成18年度に長崎市、佐世保市を除く県内11市で構成する中都市経営研究会におきまして、人事評価システム研究事業計画をいたしまして、本市も加わりまして、人事評価システムモデルの策定を行ったところがございます。

人事評価システムモデルの概要といたしましては、評価項目は、能力、意欲、態度、業績で構成をしまして、能力評価については職位ごとの求められる職員像に基づき評価要素を設定し、行動頻度着目型による5段階評価、絶対評価の評価手法をとります。業績評価につきましては、年度当初に被評価者により設定された目標項目を、目標管理による難易度、達成度の評価要素による評価手法をとるわけでございます。

評価者は、その上の直属の上司及びその上司のまたもう1つ上の上司のこの2段階を評価といたしております。

本市の実施状況は、例年実施しております行財政改革目標による目標管理制度と人事評価における業績評価を一体化させることにより、本年度は管理職員を対象に試行実施に着手したところでございます。評価結果の活用といたしましては、試行実施であることから、本年度は人材育成の視点で活用をいたしたいと思っております。

また、本システムモデルを試行しながら問題点の洗い出し及び改良を重ね、全職員対象とした本格実施へ向けて準備及び職員の意識改革を図っていく考えでございます。

今後の予定といたしましては、本年度は評価する側の研修を進めながら、管理職員を対象に試行錯誤、20年度には全職員に対し試行実施、将来的には評価結果を昇給や勤務勤勉手当の成績率などにリンクさせていく考えでございます。

次に、責任の明確化と厳格な処分規定の適用ということでございますが、職員のサービスの義務につきましては、御承知のように、地方公務員法では第32条で、法令など及び上司の職務上の命

令に従う義務、第33条で信用失墜行為の禁止、第34条で秘密を守る義務、第35条で職務に専念する義務が定められており、処分につきましては、第28条で分限処分、第29条で懲戒処分の規定がございます。

本市条例においても服務の宣誓に関する条例、職務に専念する義務の特例に関する条例、職員倫理規定、分限に関する手続及び効果に関する条例、懲戒の手続及び効果に関する条例、分限懲戒審査委員規定などを定めております。

処分規定の適用につきましては、分限または懲戒に当たると認められる事案が発生した場合は、分限懲戒審査委員規定に基づきまして、私が壱岐市職員分限懲戒審査委員会に諮問をいたしまして、その答申を参考に最終的な処分の決定を行う手続を踏んでおります。

また、処分などの裁定につきましては、国の基準に準じて策定をした壱岐市職員の懲戒処分の指針に基づいて、公平厳格に判断をいたしております。

なお、処分内容の公表につきましては、壱岐市の懲戒処分の公表基準に基づき、免職、停職及び刑事事件に関し提訴された場合の休職処分については、内容まで公表をいたしまして、そのほかにつきましては、毎年12月に人事行政の運営等の状況の公表の中で処分件数を公表しており、人事管理の透明性の確保にも努めているところでございます。

次に、職員の研修はどのように行われているかという質問でございます。

職員の研修につきましては、職員の意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを目的としまして、平成16年11月に策定しました壱岐市人材育成計画、いわゆる壱岐市職員人づくりプランの方針に沿いまして、講師などを招いて講習会などを実施する独自集合研修、他の機会が主催する研修などへ出席させる外部派遣研修、ほかの自治体などへ派遣して実務をする派遣実務研修、この3つの研修方法を中心に取り組んでおります。

平成18年度は、集合研修につきましては、接遇マナー研修、医療現場、行政経営研修、財政危機研修、法制執務研修を実施いたしまして、延べ473名の職員が受講をしております。受講者に対して実施しましたアンケート調査では、研修の有効度は平均で83.9%でありました。

外部派遣研修につきましては、長崎県や長崎県町村会が主催する研修会などを中心に派遣をいたしまして、延べ39名を受講させております。アンケート調査による研修の有効度は、平均で97.2%でございました。

派遣実務研修につきましては、長崎県福岡事務所へ1名、長崎県市町村振興課へ1名、長崎県観光連盟1名、長崎県文化施設整備室へ2名、長崎県後期高齢者医療準備委員会事務局へ1名、福岡市役所へ1名の計7名を派遣をいたしまして、高度な専門的知識の習得など、それぞれの目的を果たしております。

また、派遣実務研修が終了した職員につきましては、研修成果が十分に発揮できる部署に配属

しており、さらなる活躍を期待いたしているところでございます。

次に、職員の採用についてでございます。

議員の御意見はまさにそのとおりだと、このように思っております。時代が要請する市の職員像は、知力だけではなく、発想力、企画力、行動力、人間性が重視をされていると思います。

現在本市が実施しております職員採用試験の方法は、第1次試験、第2次試験の2段階方式をとっております。第1次試験は、全国統一試験を活用した教養試験を行います。第1次試験の結果、採用予定数から判断した一定の枠を持って、高得点者順に1次試験合格者を選定をいたします。第2次試験では、作文試験、人物試験、これは面接試験でございます。身体検査の総合判定をもって最終合格者を選考する方式をとっております。

各試験種目の配点につきましては、今後の採用試験に差しさわりがありますので、説明を控えさせていただきますが、基本的には、一定の学力を保持して第1次試験を通過した受験者であると認識しておりますので、第2次試験では、発想力、企画力、行動力、人間性を重点的に審査する試験形態になっております。ですから、職員採用においては、学力のみならず、総合的にすぐれた人を選考していると思っております。

また、採用試験の選考委員には、必要に応じまして民間からもお願いをいたしておりまして、採用試験の公平性、透明性にも配慮をいたしているところでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） 人事異動の基本的な考え、ビジョン、先ほど7項目申されました。このとおりにやられればもちろん理想的で、問題はないわけです。先ほど言われましたように、合併当初とか機構改革などでやむを得ない面、そういう面は十分わかります。

しかし、幾らそういう途中とは言いながら、やはりある程度経験したら専門性を高める、課長とかになると、特にそういうことになると思うんですけど、そういう人たちを、全く初めての部署なんかにやって、私は何のメリットがあるのかなという気がいたします。

課長ともなれば、その課では一番何でもその課のことは知っておる、本当のその道のプロの人がなる方が課のためにもいいし、部下のためにもいいんじゃないかと、本人も大変ですし、部下も大変ではないかと私は思います。そういう意味で、市にとっても何もプラスにならないのじゃないかと思えますけど、どういう目的でそういうふうにされているのか、ちょっと理解に苦しみますけれども、そういうような点もどうかと思えます。先ほどの理念、ビジョンにあわせて、そういうところも的確にやっていただきたいと思います。

それから、職員の削減は当然進めていかなければならないわけですけど、果たして部署の実情

に合った配置ができているのかなと、そういう気もいたします。本当に必要なところに職員がいるのか、そういう気がします。

今、何々システムと、いろいろなシステムが導入されて、OA化がどんどん進んでいて、機械化されているところが、それはそれなりにどんどん人員も削減していくことは当然でありますけれども、産経とか建設とか、実際に現場に行かないと仕事ができないというところなんかには人手が足らなければ、それだけいろいろと仕事ができないということもあるわけで、そのように機械化できないような部署には、それなりの人員が必要ではないか、そういう本当の職場の実情がわかって配属化されてあるのか、そういう気がいたしますから、その辺ももう一度よく実情を調査されてする必要があるのではないかと私は思っております。

落ち着いたら、それなりにサイクルでやられるのか知りませんが、余り頻繁にすると、本当に落ち着いて職員は仕事ができるのかなという気がいたします。やっと落ち着いて仕事をできるようになって、また次にやられて、落ち着いて何の仕事ができるのか、そういうような気もいたします。

そういうことで、また、異動することによって機構改革なんかは1,000万円近い金がかかる、また、少し動かすにしても、今のOA化時代にはそれなりの費用もかかるわけですから、その辺はやはりある程度じっくり考えて、そういうこともやっていただきたい、そのような希望をいたしたいと思っております。

2番目の、人事評価システムですけれども、これは今おっしゃるように、そのまま続けていただいて、これがやはり人事異動を含めてこれすべて基礎になると思います。こういうのを進め、これを確立することによって的確な人事評価とか、それから、人事異動とか、そういうのができると思いますから、これを進めていただきたいと思っております。

3番目の責任の明確化と処分規定の厳格化ということでございますけれども、今までもほかにも公務員としての金銭問題とか、道義的な不祥事を起こしながら処分もされていないような事例もあるようですけれども、本当にまじめに一生懸命働いている人のそういう職員の方に報いるためにも、やっぱり適切な処分規定を適用する必要があるのではないかと。

また、同じようなことでされている人、されていない人、そういうことも過去にはあったようでもありますけれども、やはりそういうことは公平な適用をしていただきたい。そのように思うわけでもあります。

また、市に損害を与えたとか、勤務成績悪いとかいう人は、少なくとも賞与のカットはしていないんじゃないかと思えます。また、賞与の中でも勤勉手当というのがありますけれども、これは勤務成績に応じての支給ということになって、能率給的な意味合いの手当であろうと私は思っております。

こういうのは、今までは一律に支払われているのか、また、これは当然こういうのは、勤務成績の悪い人は、私はこれこそカットしていいんじゃないかという気がいたしますけど、本当にまじめにやっている人はもちろんそれでいいわけですが、そういう面もどうかということをお聞きしたいと思います。原則「信賞必罰の原則」でやっていただきたい、そのようなことを思います。

それから、職員の研修でございますけれども、ずっと研修もされておりますけれども、やはり全体の研修、それから、そういういろいろな問題、それぞれに合った研修も必要じゃないかというふうに思っておりますし、新規採用職員なんかは定期的に最初に何か研修にやるとか、そういうことをやってあるのかどうか、そういうものもやっぱりちゃんと決めてやられているのかどうか。

そして、やはり、あいさつとかそういうのは、私は基本であると思いますから、市役所とか病院とか、各施設に来られた人には最低限あいさつぐらいはしてもらうように、それは常識ですけど、そういう面では、市長はいつもさわやかにあいさつをされておりますけれども、やはりこういうのは市長を見習ってほしいというような気もいたします。

また、あいさつすることで、その職場のイメージも違いますし、本人の感じももちろんよくなるわけですから、やはりこういうのは絶対に基本でありますので、それで、逆に言うならあいさつもできない人を窓口に置かないでくれと言いたいぐらいです。やっぱり、来た人は感じが悪いのじゃないかという気がいたします。

まずは、特に観光関係の施設なんかに、やはり観光客が来たときにあいさつもできないような人が受付におったら、壱岐のイメージも悪くなるんじゃないかと思います。そういう面でも的確な、適切な指導もしてもらう必要があるんじゃないか、その人を置かなければいけないのなら、それにあわせてちゃんとしていただく。それでなければ、そういう人を置かない、そういうことも必要ではないかと思っております。

また、今は支所単位になっておりまして、部長とか支所長とかがおられるわけですが、そういう人たちが各支所で責任を持ってそういう接客とかいろいろな対応、それから、そういう環境をつくるとか、そういうのは積極的に支所ごとにしたら、その人が責任を持ってやってもらえれば、支所の雰囲気とか、そういうのもその支所支所の環境、そして、雰囲気も変わってくるんじゃないか、そのように思います。

職員の採用については、いろいろと検討されてやっていただくということで、ますますそういう気持ちでやっていただきたい、そのように思っております。そういうことで、今言いました何点かをお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） いろいろ今、いい案を言っていただきました。議員が言われるのは本当にごもつともと思っております。やはり一つは、市民はお客様だという言葉もございます。それと、技術に熟練しなければいけないことなど、3点ほどやはり職員の、そこらの練磨をぜひ磨いていただくようにいたしたいと思えます。

新規職員につきましては研修にはやっておりますが、せっかく研修を受けても、また、職員の悪い方の感化を受けないように、職員の方にも逆に研修に行ったことを報告をして、そういう形の報告会もやっていただきたいと、このように考えているところでございます。議員が言われることごもつともでございますので、今後活用をさしていただきたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） それから、さっきの勤勉手当、そういうのもやはり的確にどう対応するかとか、そういうのもある程度検討されて、そして、本当にまじめに一生懸命働いている人は当然ですけれども、そういう人に報いるためにも、一生懸命やっている人が正しく評価される、そういう取り扱いをしていただきたい。そのように思えます。

また、その研修の場所も、今、民間なんかではほかの業種のところ、サービス業とかありますけど、特に新規採用職員なんかは、今、自衛隊の隊内生活体験コースとかいうのもありますし、そういうところに、自衛隊なんかの1週間ばかりのコースにやったりとか、そういうふうにして一つの団体活動とか、そういうのもやらして意識改革をして、ちょっと厳しさもいろいろと認識させる、そういうことも必要ではないかと思えます。

そういうことで、いろいろと申しましたけれども、人事に関しても、やはり人事異動は批判は必ずつくわけでありますから、すべての人が納得するということはできないわけですが、すべての人が納得できない、理解できないような人事をすることは、職員のためにもならない、そのように思っておりますので、ぜひその辺も改善していただきたいと思っております。

この点は、一応要望して、市長の御意見を伺いましたので、時間がありませんので、次に移りたいと思えますけれども、長田市政3年間の実績と今後の取り組みについてということでお尋ねをいたします。

平成16年3月の壱岐市誕生に伴う市長選挙において当選を果たされ、初代市長に就任されてから、壱岐市発展のため日夜努力をされて3年余りが経過したところでありますが、初代市長になられたことは大変名誉なことではありますが、旧4町が名実ともに一つになることは容易なことではなく、各分野の諸問題に道筋をつけ、一日も早く壱岐市は一つということを実感できる体制をつくるのが初代市長の大きな仕事の一つであり、責任であろうかと思っております。

そのようなことで、壱岐市が直面する諸問題の解決や実現のために、市民の声や有識者の声を聞く諮問機関を設けて、答申を参考に諸問題の解決の努力をされているところでありますが、

3年余りで壱岐市の基本的な問題がどの程度道筋がつけられると思われているか。また、市長が掲げられた政策がどの程度実現できたか、道筋がつくられたと思われているか、現時点での感想をお聞かせください。

また、タウンミーティングや市長と語ろう会の開催や、希望の箱を設置し、市民の声を聞く姿勢で臨まれています。市民の意見で特に多かったことや強く感じられたこと、そして、それらの意見を政策に取り入れられたことがあればお聞かせいただきたいと思えます。

さて、市長の今度の任期は、残り10カ月足らずとなりましたが、この任期中に、これだけはぜひやりたい、道筋をつけたいと思われていることがあれば、あわせてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 坂口議員の、長田市政3年間の実績と今後の取り組みについてという御質問でございます。ちょっと時間がないわけですが、一応私の参考なりに、自分でどんなことがあったか、ちょっとつづつまいりましたが、私が市長に就任いたしまして早3年余りが経過をいたしまして、4年目となりましたことは、着実な歩みはもとより、成果が求めるものと、このように認識をいたしております。

平成16年3月、島の将来を願い、壱岐市が誕生したわけですが、新しいまちづくりを進めるとともに、山積する諸問題の解決に追われる日々でございました。

まず、長年の懸案でありました市民病院の移転新築につきましては、平成17年5月にオープンすることができました。医師確保問題などで東奔西走をいたしましたが、現在まで壱岐市の中核病院としての市民の皆様の期待にこたえるように今現在も努めているところでございます。

また、一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設につきましては、多くの方の御意見を伺いたしますとともに、関係地域の皆様の御理解と御協力によりまして、何とか一本化することができました。今後建設に向け、努めてまいりたいと思えます。これも合併前からちょっと置き去りにされた問題でございますので、これを当初進めてまいったことでございます。

また、市民の皆様から強い要望があつておりました養護学校の設置につきましては、長崎県御当局の御理解と御英断をいただきまして、虹の原養護学校分教室として、盈科小学校内に開設をいたしたところでございます。さらに、預かり保育につきましては、平成18年度から市内の全幼稚園で実施をしております。関係者の皆様には喜んでいただいているものと思っております。

基幹産業であります農業、漁業につきましては、畜産振興が実を結び、高値安定で推移しており、生産者の意欲も向上しているところでございます。また、漁業におきましては、漁礁の投入などにより、つくり育てる栽培漁業の推進を図っているところでございます。

また、これまで選挙公約として、また、最重点課題として取り組んでおります地域再生による人口減少の歯どめ、そして、行財政改革も着実に実施いたしているところでございます。行財政改革の実施につきましては、国の三位一体改革、または景気の低迷などによる厳しい財政状況の中、市民の皆様、また、各種団体の皆様方にこれからは我慢していただく部分、耐えていただく部分もお願いをしなければなりませんので。

まずは私を初め、特別職の報酬を10%カット、年間3,110万円ぐらいでございます。これに呼応して、議員の皆様も5%カット、これが496万2,000円、合せて市幹部職員の管理手当の30%カット、これが1,646万6,000円、職員の特務勤務手当の見直し、これが年間で3,400万円を実施いたしまして、御理解と御協力をお願いしているところでございます。議員の皆様にも御協力をいただいておりますことに対しまして、改めて心からお礼を申し上げます。

平成18年度補助金等のカットによる効果率は5,765万4,000円となっております。また、平成19年度の効果額は、対前年比4,942万3,000円の増となっておりますが、新規または拡大の産業基盤の整備にかかる補助金と、1億9,058万8,000円を考慮しますと、1億2,056万6,000円となっております。

また、集中改革プランの見直しも行い、大幅な職員削減計画、平成20年4月の職員数を、100人の減の554人以下とするも、今現在断行中でございますし、今年1月からは本庁機能の分散方式を採用いたしまして、各庁舎の有効利用と組織の見直しによる経費削減を行ったところでございます。

現在の本庁舎の仮庁舎も将来あそこの維持管理費が要らないように、あそこに情報管理課もありますが、あれも移転をしまいたいと、このように思っているところでございます。

さらに、地域イントラネット基盤施設整備事業に今年度着手いたします。庁舎や学校などの各施設間の通信環境整備を実施することで、住民サービスの向上を図るとともに、施設間の通信通話料の無料化などによる経費の削減効果が期待できるものと、このように思っております。これによって削減もできます。

ただ、行財政改革によって歳出を抑制することだけが目的ではございません。むだや、役目の終わった事務事業を廃止、または縮小し、その分を新たな課題や市民の皆さんのニーズにこたえるために、使うべきところには使うことが必要だと、このように考えております。行財政改革に終りはございません。常に行財政改革でございます。逐次見直ししながら断行する決意でございます。

次に、地域再生による人口減少の歯どめについてでございますが、これは第1次産業の振興を第一義としながらも、今後は観光産業などとの連携を図りながら、福岡、大阪、名古屋、東京と

いった大都市に壱岐の物産を初め、壱岐市全体を売り込まなければなりません。私も壱岐市のセールスマンとなって一生懸命やっているつもりでございます。

そのためには、本土と同じもので勝負をしても、流通コストのかかる離島のハンディでは克服できません……。

○議長（深見 忠生君） 市長、時間が余りありませんので。

○市長（長田 徹君） はい。壱岐独自の付加価値をつける必要があります。その方策につきまして、土着菌を活用した農業による安心・安全の島、健康の島と強いイメージをつくるべく研究を進めているところでございます。

時間がございませんので、省かせていただきますが、今後も企業誘致等その他いろいろやることはたくさんございます。また、75歳以上のバス無料化、またはシルバー人材センターを設置することによって、医療費の削減につながると、こういう気持ちでこれも設定をしたわけでございます。まだまだございますが、これでやめます。

また、10カ月ということ、後をどうするかということでございますが、いろいろな問題が山積しております。学校統廃合、病院経営及び医師確保問題、教育環境の問題、これは整備等もございます。原の辻関係、産廃問題、一般ごみ廃棄物、少子化、高齢化、また、旧町の懸案事項が、これも非常にまだまだございます。これに向かって10カ月でこれ解決は無理でございますので、今後も一生懸命これに向かって頑張るつもりでございますが、時間がございませんので、これで。答弁がちょっと漏れておると思います。よろしくお願いします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） ありがとうございます。私のちょっと配分が悪くて、市長の実績が全部ここで発言できなかつたことはちょっと残念でしたけれども、着実にいろいろな政策の実現に向けて努力をされていることは、本当にこのまま続けていただきたいと思っております。

いろいろ課題は多いですけども、政策によってすぐできること、時間のかかることあるでしょうけども、今後とも壱岐市発展のために頑張ってくださいと思います。

私もちょっと質問ありましたが、時間がありませんので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔坂口健好志議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、坂口議員の一般質問は終わります。

○議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了しました。これで散会をいたします。大変お疲れでございました。

午後 3 時06分散会